

第2期盛岡市地域福祉計画

共に支え合い

誰もが安心して暮らせる

地域社会の実現

盛 岡 市

はじめに

今後一層進行することが予想される人口減少・少子高齢社会に対応するため、高齢者福祉分野における地域包括ケアシステムや子ども・子育て分野における新しい仕組みの構築、障がい者分野における地域移行や地域定着に係る支援の充実、生活困窮者自立支援の推進等国は保健福祉に関する法整備を進めており、買い物や除雪、通院等の高齢者や障がい者の日常生活支援、妊娠・出産から子育てにおける支援、社会的孤立への対応等において、包括的で、切れ目のない支援体制が求められている中で、地域を基盤とした取組に対する期待が一層高まっています。

市では、このような状況を踏まえて、保健や福祉に関する計画などを一体的に推進し、地域を基盤とした福祉の充実を図るため、平成 27 年度（2015 年度）からの 10 箇年を計画期間とする第 2 期盛岡市地域福祉計画を策定しました。この計画では、地域における支え合い体制の推進等に取り組んできた第 1 期地域福祉計画（計画期間：平成 17 年度（2005 年度）から 10 箇年）の取組の成果等を検証するとともに、盛岡市社会福祉審議会からの意見聴取のほか、地域福祉計画アンケート調査、地域福祉ワークショップの結果等を踏まえて、盛岡市の将来を見据えた保健福祉の共通理念を示すとともに、地域福祉の具体的な施策を定めています。基本理念に「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を掲げ、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者、行政の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり、共に支え合い、いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。



地域福祉の推進に当たっては、福祉関係者のみならず、市民や事業者等の多くの皆様の主体的な参加が重要となりますので、この計画の内容を御理解いただくことにより引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました盛岡市社会福祉審議会委員、アンケート調査、地域福祉ワークショップ、パブリックコメントなどに御協力いただきました市民の皆様や事業者等の皆様、御指導いただきました盛岡市地区福祉推進会など関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

盛岡市長 谷藤裕明

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	現状	4
2	地域福祉を取り巻く環境の変化	16
3	今後、重点的に取り組む必要がある課題等	22

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1	基本理念（将来像）	26
2	基本方針	26
3	基本目標	27
4	重点的な取組事項	27
5	施策の体系	29

第2部 各論

第1章 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

1	地域トータルケアシステムの構築	30
2	福祉サービスの基盤整備	34
3	サービス利用を支援するシステムの構築	36
4	情報提供体制の整備	39

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1	協働による生活支援体制の整備	40
2	地域における福祉活動の推進	43
3	福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援	45
4	生活環境の整備	47

第3章 地域福祉を担うひとづくり

- | | |
|-----------|----|
| 1 人材の育成 | 48 |
| 2 福祉意識の醸成 | 51 |

第4章 計画の推進

- | | |
|---|----|
| 1 市民，行政，関係機関，事業者，町内会・自治会等，
ボランティア団体・NPOの協働による計画の推進 | 52 |
| 2 平成31年度（中間年）までの重点的取組事項の主な
事業の行程 | 55 |
| 3 盛岡市社会福祉協議会等との連携による計画の推進 | 56 |
| 4 計画の評価 | 56 |

資料編

- | | |
|--------------------|----|
| 1 地域福祉計画アンケート調査結果 | 57 |
| 2 地域福祉ワークショップの開催結果 | 63 |
| 3 計画の策定経過 | 69 |
| 4 審議会等の委員 | 71 |
| 5 用語解説 | 72 |

第1部
総論



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

市は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする10箇年の第1期地域福祉計画（基本理念「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」）を策定し、高齢者、障がい者、児童、健康に係る分野の計画と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでおります。

この間、平成21年度（2009年度）には、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」を反映するため、計画の中間年度見直しを行いました。また、平成22年度（2010年度）には、地域福祉計画を補完するものとして、「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、要援護者の支援の取組を進めてきました。

第1期計画の取組状況を総括的に見ますと、各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供される仕組みが構築されつつあるほか、地域における支え合い活動を推進したことにより、地域におけるサロン活動や福祉マップの作成などインフォーマル（非公的）な地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

このように地域福祉は、着実に推進されておりますが、今後一層進行することが予想される人口減少・少子高齢化に対応するため、法整備が進められております。具体的には、高齢者福祉分野における地域包括ケアシステムや新しい子ども・子育て支援システムの構築のほか、障がい者分野における地域移行や地域定着に係る支援の充実、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援の推進等地域を基盤とした取組が求められています。

また、社会的孤立、買い物や除雪、通院等の高齢者や障がい者の日常生活支援等において、包括的で、切れ目のない支援体制の構築が求められています。

第2期目となる地域福祉計画は、これらのことを踏まえながら、共に支え合う地域社会の形成をより一層推進するため、策定するものであります。

2 計画の目的

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者、行政の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、誰もが心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら人がつながり、共に支え合い、いきいきとして安心して暮らすことができる地域社会（共生社会）の実現を目的として策定するものです。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とする盛岡市総合計画の基本構想に基づくとともに、社会福祉法第107条（昭和26年法律第45号）に規定する市町村地域福祉計画として、及び保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有するものです。

(2) 他の個別計画との関係

市においては、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「もりおか健康21プラン」など障がい者、高齢者、親子といった対象ごとの施策に関する個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各計画に基づいて推進します。

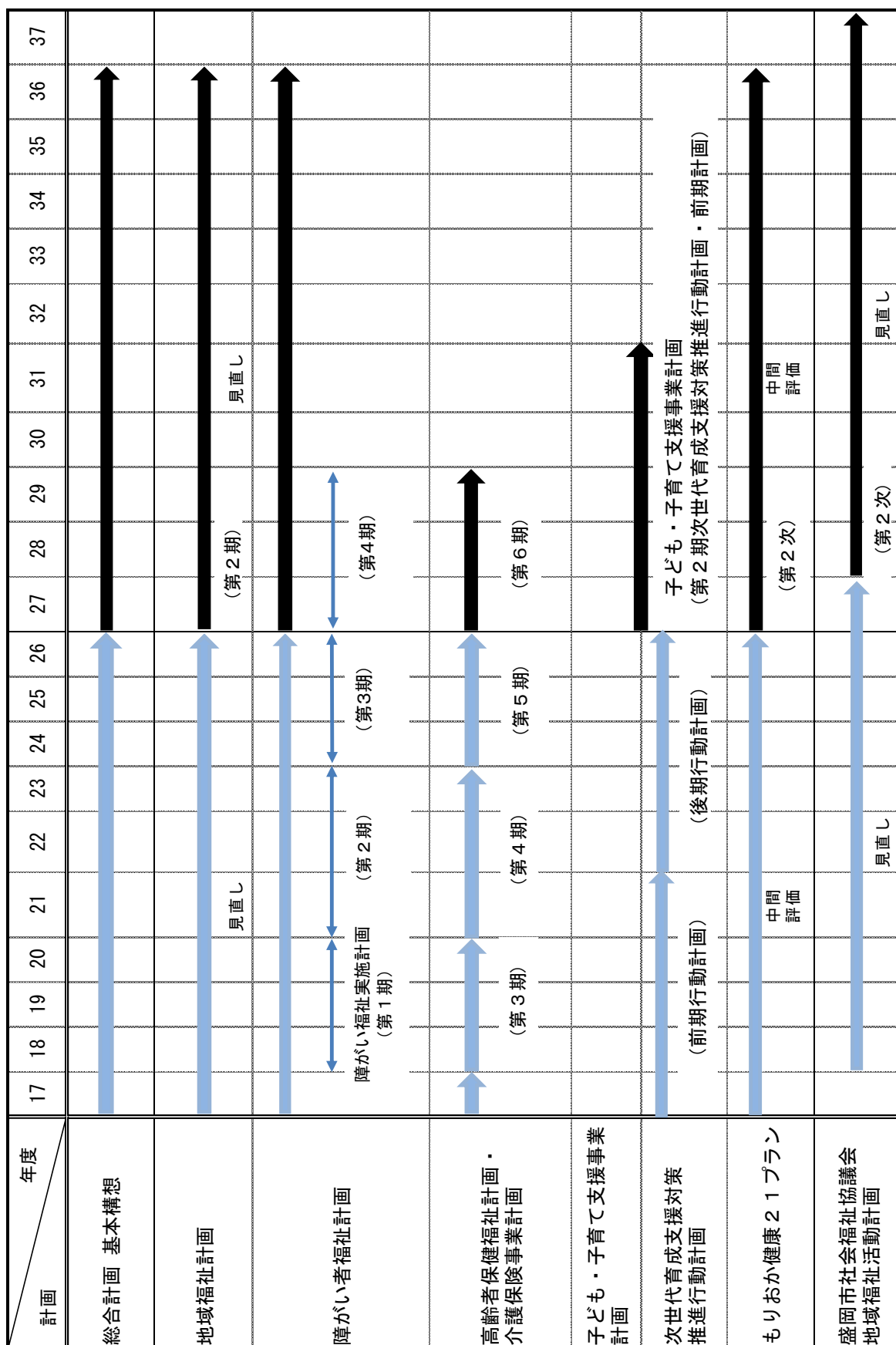
この地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念の計画とします。

また、盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携しながらこの計画を推進します。

4 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10箇年計画とし、中間年の平成31年度（2019年度）には見直しを行います。

(参考) 総合計画，地域福祉計画，保健福祉に関する個別計画，地域福祉活動計画の策定状況



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 現状

(1) 人口構造

総務省統計局によりますと、我が国の人口は、平成20年（2008年）に人口減少社会「元年」となり、人口減少、少子高齢化が急速に進んでいます。また、平成26年版高齢社会白書によりますと、現在の傾向が続けば、平成72年（2060年）には人口が約8,700万人まで減少することが見込まれています。また、平成25年（2013年）10月1日現在で、人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は25.1%ですが、平成72年（2060年）には、2.5人に1人が65歳以上（高齢化率39.9%）、4人に1人が75歳以上になると推計されています。

市の状況については、次のとおりです。

■ 人口及び世帯数の推移

平成2年（1990年）から平成22年（2010年）までの人口推移をみると、平成12年（2000年）をピークに減少に転じています。

（単位：人）

区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
盛岡市	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348
旧盛岡市	235,434	239,940	239,627	237,578	235,418
旧都南村	43,063	46,538	49,216	49,614	49,926
旧玉山村	14,135	14,245	14,014	13,554	13,004
岩手県	1,416,928	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147
全国	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352

（国勢調査）

■ 年齢3区分別推移

総人口の年齢3区分の割合をみると、昭和60年（1985年）までは年少人口の割合が20%以上、老年人口の割合は10%以下でしたが、平成12年（2000年）には老年人口の割合が年少人口の割合を上回り、少子高齢化が進行しています。
(単位：人)

区分	実数（人）			構成比（％）		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
	0～14歳	15～64歳	65歳～	0～14歳	15～64歳	65歳～
平成2年 (1990年)	56,718	204,943	30,826	19.4	70.1	10.5
平成7年 (1995年)	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
平成12年 (2000年)	46,159	208,171	48,469	15.2	68.7	16.0
平成17年 (2005年)	41,928	199,632	56,177	14.1	67.0	18.9
平成22年 (2010年)	38,771	192,664	63,721	13.1	65.3	21.6
【参考】 昭和60年				22.0	69.5	8.5

(国勢調査)

■ 人口の将来推計

平成26年（2014年）5月に推計をした将来人口は、次のとおりです。総数に占める65歳以上の高齢者の割合が高くなることを見込まれます。

(単位：人)

区分	平27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総数	297,047	290,455	281,820	271,739	260,458	247,898
男	140,381	136,755	132,236	127,083	121,377	115,157
女	156,666	153,700	149,584	144,656	139,081	132,741
15歳未満	37,182	33,532	29,944	27,113	25,120	23,339
15～64歳	185,613	176,092	167,437	157,827	147,173	133,874
65歳以上	74,252	80,831	84,439	86,799	88,165	90,685
高齢化率	25.0	27.8	30.0	31.9	33.8	36.6
(再掲) 75歳以上	36,900	41,316	47,928	51,774	53,447	54,144

(平成26年5月 盛岡市の人口の推移と将来推計)

■ 世帯の家族類型

世帯の家族類型の割合をみると、単独世帯が顕著に増加していることが分かります。

区 分	一 般 世 帯 数(世帯)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 ~12	平 12 ~17	平 17 ~22
総 数	112,913	119,040	118,989	124,803	100.0	100.0	100.0	100.0	5.4	△0.0	4.9
親族世帯	75,505	77,300	77,759	77,688	66.9	64.9	65.3	62.2	2.4	0.6	△0.1
核家族世帯	60,463	62,861	63,615	64,422	53.5	52.8	53.5	51.6	4.0	1.2	1.3
夫婦のみ	17,705	20,019	21,196	22,334	15.7	16.8	17.8	17.9	13.1	5.9	5.4
夫婦と子供	34,400	33,610	32,214	30,971	30.5	28.2	27.1	24.8	△2.3	△4.2	△3.9
男親と子供	969	1,073	1,195	1,273	0.9	0.9	1.0	1.0	10.7	11.4	6.5
女親と子供	7,389	8,159	9,010	9,844	6.5	6.9	7.6	7.9	10.4	10.4	9.3
その他の親族世帯	15,042	14,439	14,144	13,266	13.3	12.1	11.9	10.6	△4.0	△2.0	△6.2
夫婦と親	1,940	2,142	2,270	2,331	1.7	1.8	1.9	1.9	10.4	6.0	2.7
夫婦と子供、親	8,136	7,358	6,701	5,773	7.2	6.2	5.6	4.6	△9.6	△8.9	△13.8
その他	4,966	4,939	5,173	5,162	4.4	4.1	4.3	4.1	△0.5	4.7	△0.2
非親族世帯	377	578	812	1,252	0.3	0.5	0.7	1.0	53.3	40.5	54.2
単独世帯	37,031	41,162	40,418	45,863	32.8	34.6	34.0	36.7	11.2	△1.8	13.5
(再掲) 母子世帯	1,687	1,717	1,969	2,039	1.5	1.4	1.7	1.6	1.8	14.7	3.6
父子世帯	194	173	180	173	0.2	0.1	0.2	0.1	△10.8	4.0	△3.9
(再掲) 三世同居	…	10,433	10,007	9,152	…	8.8	8.4	7.3	…	△4.1	△8.5

区 分	一 般 世 帯 人 員(人)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 (1995)	平 12 (2000)	平 17 (2005)	平 22 (2010)	平 7 ~12	平 12 ~17	平 17 ~22
総 数	293,839	295,601	290,195	290,046	100.0	100.0	100.0	100.0	0.6	△1.8	△0.1
親族世帯	256,047	253,268	248,145	241,158	87.1	85.7	85.5	83.1	△1.1	△2.0	△2.8
核家族世帯	183,564	185,906	183,657	182,245	62.5	62.9	63.3	62.8	1.3	△1.2	△0.8
夫婦のみ	35,449	40,091	42,423	44,668	12.1	13.6	14.6	15.4	13.1	5.8	5.3
夫婦と子供	127,743	123,473	116,809	111,358	43.5	41.8	40.3	38.4	△3.3	△5.4	△4.7
男親と子供	2,286	2,492	2,773	2,852	0.8	0.8	1.0	1.0	9.0	11.3	2.8
女親と子供	18,086	19,850	21,652	23,367	6.2	6.7	7.5	8.1	9.8	9.1	7.9
その他の親族世帯	72,483	67,362	64,488	58,913	24.7	22.8	22.2	20.3	△7.1	△4.3	△8.6
夫婦と親	6,341	6,966	7,376	7,544	2.2	2.4	2.5	2.6	9.9	5.9	2.3
夫婦と子供、親	43,651	38,965	34,800	29,550	14.9	13.2	12.0	10.2	△10.7	△10.7	△15.1
その他	22,491	21,431	22,312	21,819	7.7	7.2	7.7	7.5	△4.7	4.1	△2.2
非親族世帯	761	1,171	1,632	3,025	0.3	0.4	0.6	1.0	53.9	39.4	85.4
単独世帯	37,031	41,162	40,418	45,863	12.6	13.9	13.9	15.8	11.2	△1.8	13.5
(再掲) 母子世帯	4,260	4,406	5,040	5,216	1.4	1.5	1.7	1.8	3.4	14.4	3.5
父子世帯	499	455	468	424	0.2	0.2	0.2	0.1	△8.8	2.9	△9.4
(再掲) 三世同居	…	55,247	51,952	46,548	…	18.7	17.9	16.0	…	△6.0	△10.4

※1 三世同居は、平成12年調査からの新規集計項目

※2 平成22年から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に世帯類型が変更された。(国勢調査)

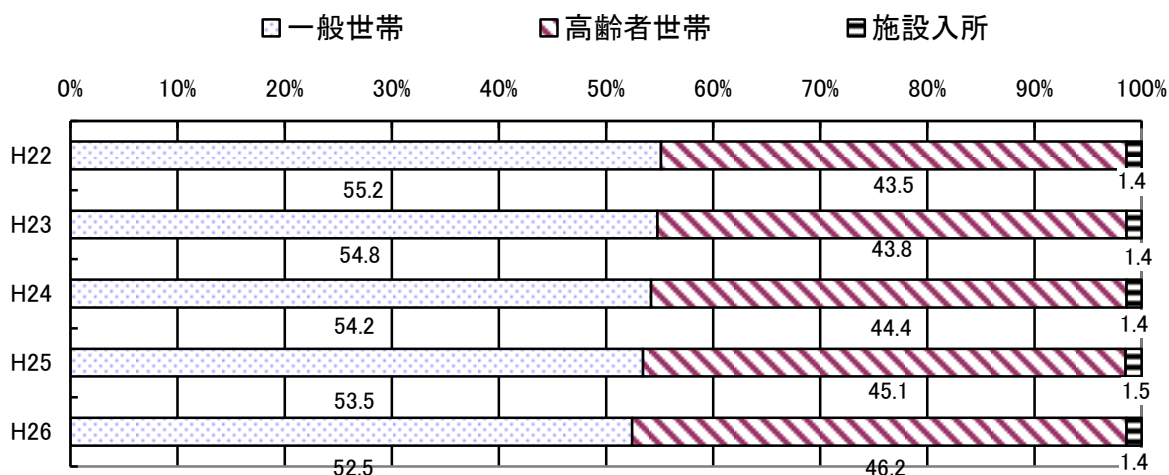
■ 高齢者世帯の世帯類型

65歳以上の者を含む世帯のうち、高齢者世帯（ひとり暮らし、高齢者夫婦、高齢者のみ）は、増加の一途となっており、ひとり暮らし世帯は10,992人で、おおむね12世帯に1世帯がひとり暮らし高齢者世帯になっています。

区 分	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)
一般世帯	34,351	34,511	35,202	36,120	36,756
高齢者世帯	27,074	27,576	28,844	30,411	32,243
ひとり暮らし	9,059	9,432	9,781	10,408	10,992
高齢者夫婦	16,066	16,146	16,574	17,214	18,082
高齢者のみ	1,949	1,998	2,489	2,789	3,169
施設入所	876	875	943	973	974
合 計	62,301	62,962	64,989	67,504	69,973

(単位：人)

一般世帯、高齢者世帯（ひとり暮らし、高齢者夫婦、高齢者のみ）及び施設入所者の割合の推移



(単位：%，高齢者名簿調査，地域福祉課)

高齢者名簿調査

65歳以上の者を含む高齢者世帯を対象として、世帯類型の調査を通じ、高齢者世帯の実態調査と災害時要援護者の把握等を目的に毎年6月に民生委員を調査員として、実施しています。

(2) 第1期地域福祉計画の取組の成果

第1期地域福祉計画期間中に重点的に取り組んだ成果は、次のとおりです。

■ 地域福祉活動計画のモデル地区の取組

地域福祉活動計画のモデル地区の取組として、米内地区では「ボランティア活動の推進」、太田地区では「地域活動計画の策定」、見前地区では「認知症への対応」をテーマに、福祉推進会が地域の福祉課題を解決するため実践活動を行いました。

取組によって住民の意識が向上し、地域での支え合いの有効性が確認されたところです。また、平成25年（2013年）の大雨災害の際には、実際に策定した地域活動計画に沿って円滑に避難支援活動が実施されました。

■ 高齢者サロン等の取組

地域住民による高齢者サロン等については、平成22年（2010年）3月末時点で54箇所で行われていたサロン数が、平成26年（2014年）3月末時点では169箇所まで増加しています。地域でのサロン活動の実践を通して、近隣どうしの支え合い助け合いの精神が育まれるという理解が各地域で進んでいます。

■ 災害時要援護者避難体制の構築

災害時要援護者避難支援としては、地域への災害時要援護者名簿の候補者に対する登録率及び登録者数は、平成20年（2008年）3月末現在の「42.9%、7,773人」から平成26年（2014年）3月末現在では「49.6%、12,543人」と増加傾向にあります。町内会・自治会への名簿の提供は、99.4%と高い割合になっています。

福祉避難所等の確保のための「災害時における避難支援に関する協定」については、平成22年6月、特別養護老人ホームとの協定を皮切りに、これまでに30団体40施設と協定を締結しました。平成23年（2011年）3月に発災した東日本大震災や平成26年4月の玉山区林野火災では、協定に基づいて「要援護者の避難支援」や「福祉避難所の開設」が行われました。

なお、地域において支援を必要とする人を把握するための取組（いわゆる見守り協定）は、これまでにライフライン事業者等の32団体等と協定が締結されています。

【総括】

各福祉分野における制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援が必要な人にサービスが提供される仕組みが構築されつつあり、地域における支え合い活動を推進したことにより、地域におけるサロン活動や福祉マップの作成などの地域福祉活動に関する取組も進んでいます。

また、制度に基づいた福祉サービスと地域における見守りなどのインフォーマルな福祉サービスのコーディネートについては、第1期計画では明確に位置付けられていませんでしたが、少子高齢化の進行等により、福祉ニーズが増加し、また複雑化、多様化あるいは深刻化することが予想されることから、両者を有機的に結び付けるコーディネート機能が今まで以上に求められています。

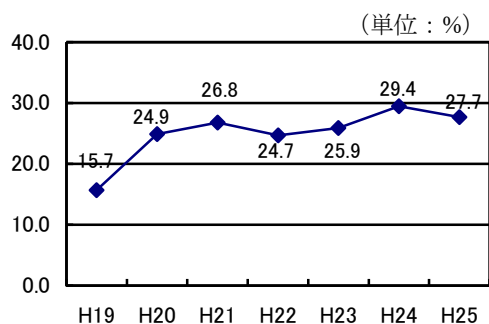
■ 評価項目での振り返り

主だった評価項目での振り返りでは、地域福祉の推進が着実に進んでいることが分かります。

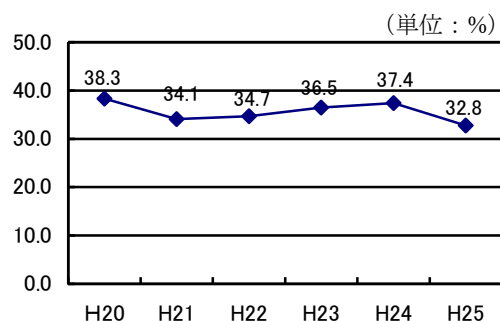
第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち（第1期地域福祉計画各論）

1 福祉教育の推進

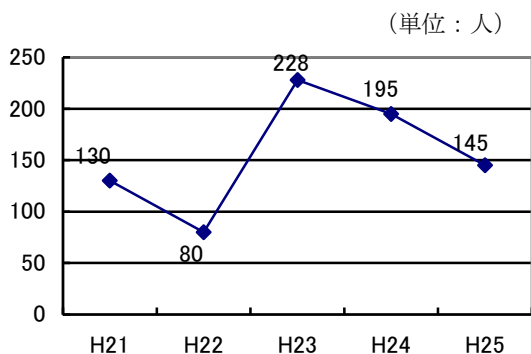
①アンケート調査「あなたは、身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じますか。」で「感じる。」と答えた割合は、年々増加傾向で推移しています。



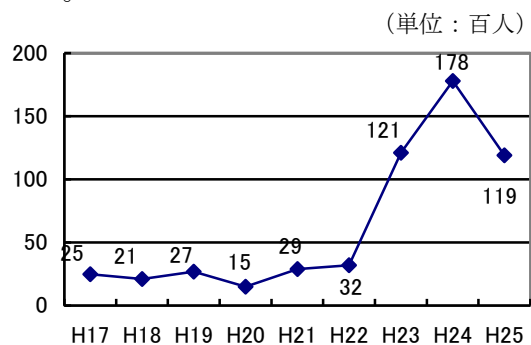
②アンケート調査「あなたは、この1年間にボランティア活動をしたことがありますか。」で「ある。」と答えた割合は、おおむね、横ばいで推移しています。



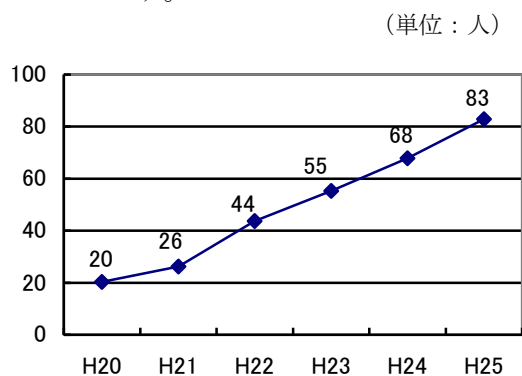
③ボランティア養成研修事業参加者数は、東日本大震災の年に大幅に増加しましたが、減少傾向に転じています。



④高校生ボランティアスクール参加者数は、年々増加しています。平成24年度には震災をテーマに実施したことで、参加者が増加しました。



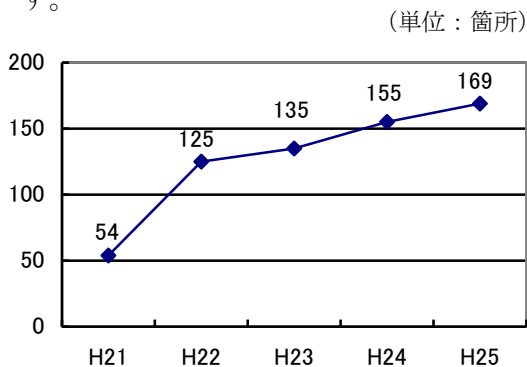
⑤認知症サポーターの人数は、認知症の理解が進んでおり、サポーター数は、増加しています。



2 生活環境の整備

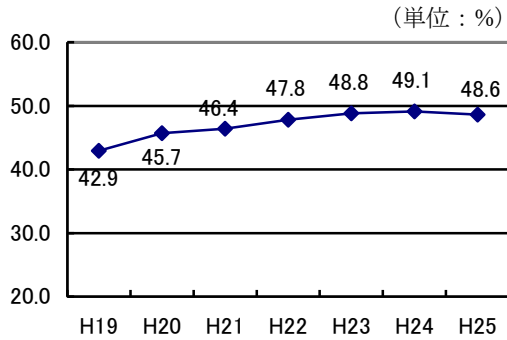
(1) 生活環境の整備

①地域における高齢者サロンの設置数は、地域での理解が進み、サロンは増加しています。

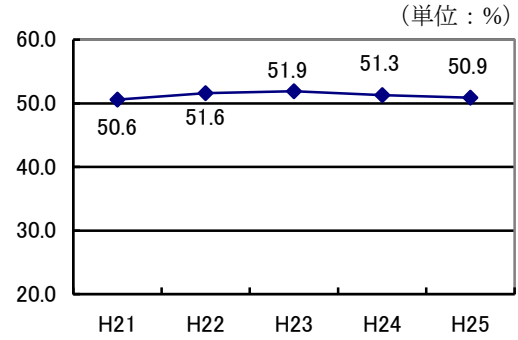


(2) 災害時の体制整備

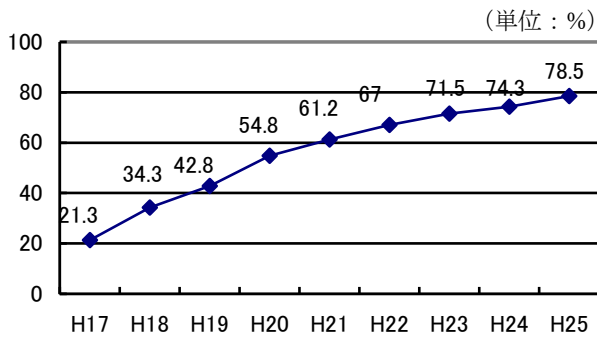
①災害時要援護者名簿へ登録した人の割合は、要援護者の候補者に対して、約半数の人が登録しています。まだ、大丈夫という方も多く、増えない傾向にあります。



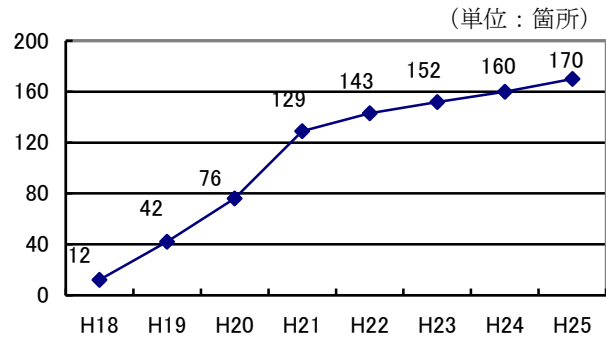
②登録者に対する地域支援者の割合は、近所の人に地域支援者を依頼することに遠慮がある人も多く、割合は横ばいで推移しています。



③自主防災組織の結成率は、年々結成率が増加しています。

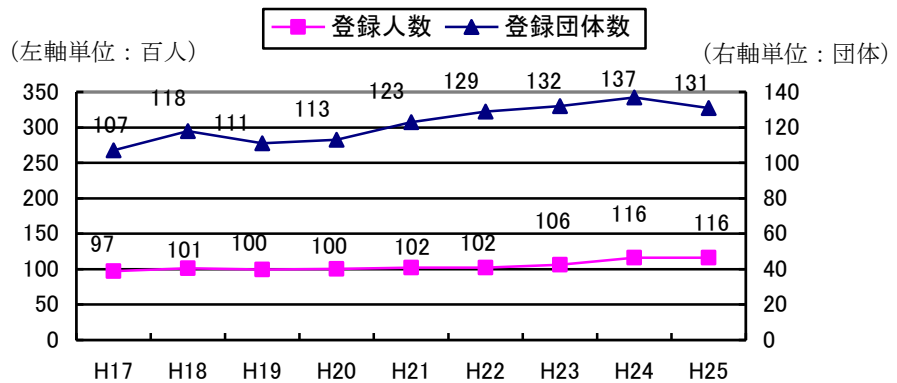


④地域支え合いマップ(福祉マップ等)作成数は、増加しています。



3 人材・事業の育成

①ボランティア登録者数は、横ばいで推移しています。

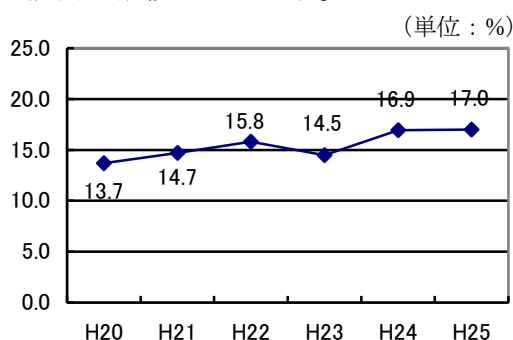


第2章 福祉サービスが利用しやすいまち（第1期地域福祉計画各論）

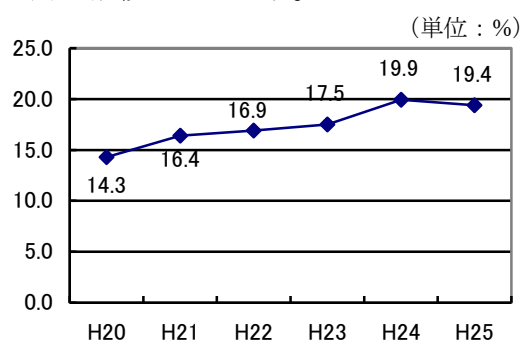
1 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実, (2) サービスの質の向上

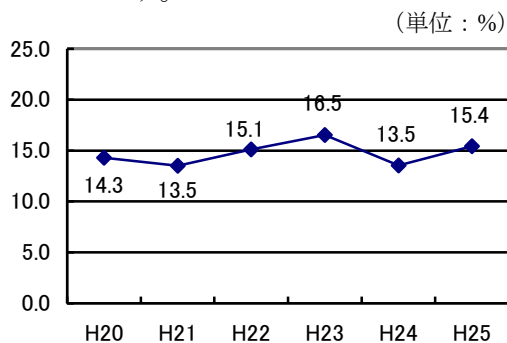
① アンケート調査「障がい者が安心して生活できるまちづくりや障がい福祉サービスの取組み」について、満足している割合は、増加傾向で推移しています。



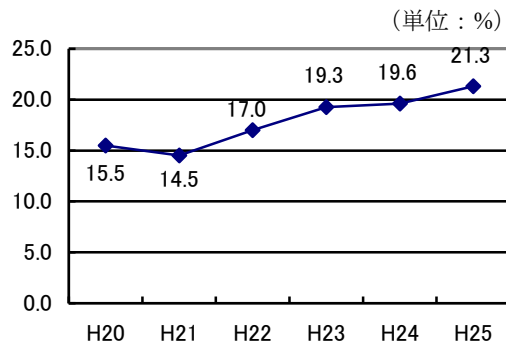
② アンケート調査「高齢者が積極的に社会参加できる取組みや高齢者福祉サービスの利用しやすさ」について、満足している割合は、増加傾向で推移しています。



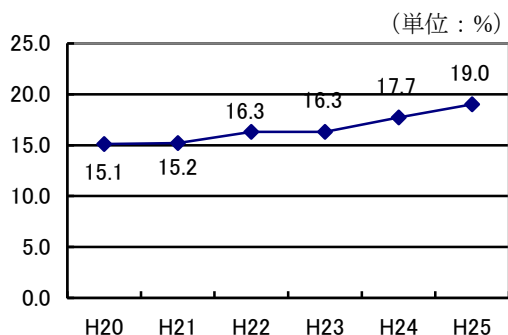
③ アンケート調査「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組み」について、満足している割合は、横ばいで推移しています。



④ アンケート調査「安心して産み・育てられる子育て支援の取組み」について、満足している割合は、増加傾向となっています。



⑤ アンケート調査「地域ぐるみで人と人が支え合う地域福祉づくりへの取組み」について、満足している割合は、増加傾向となっています。

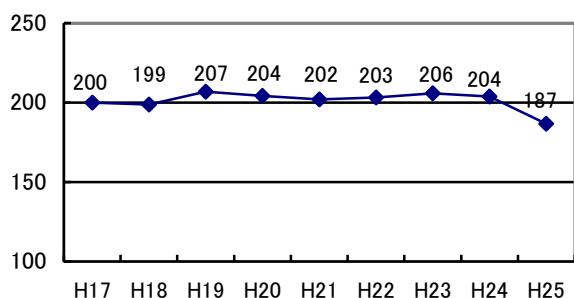


2 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実, (3) 相談・苦情対応の推進

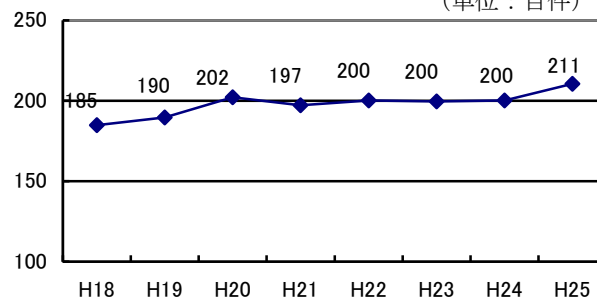
① 民生委員・児童委員への相談件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：百件)



② 地域包括支援センター、介護支援センターへの相談件数は、近年増加しています。

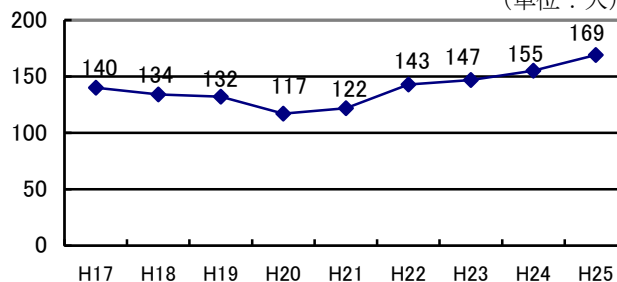
(単位：百件)



(2) 権利擁護事業の推進

① 日常生活自立支援事業の実利用者人数は、増加傾向で推移しています。利用するため待機者もいます。

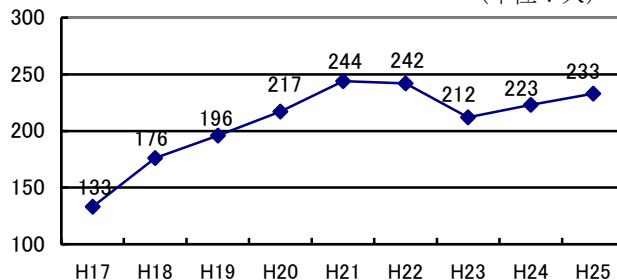
(単位：人)



(4) 関係機関の連携の推進

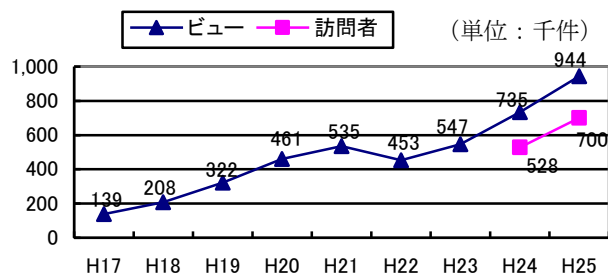
① NPO（法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む）との協働事業数は、増加してきましたが、ここ数年は横ばい傾向で推移しています。

(単位：人)



3 情報提供体制の整備

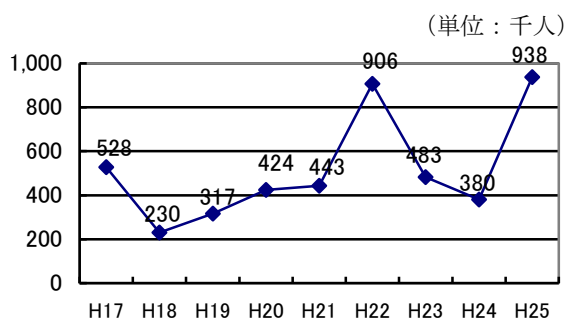
① 盛岡市ホームページ（保健福祉関係）へのアクセス数は、インターネットでの情報取得が多くなっていることを裏付けるように年々増加しています。



第3章 みんなが地域活動に参加するまち（第1期地域福祉計画各論）

1 ボランティア・NPO・事業者との協働

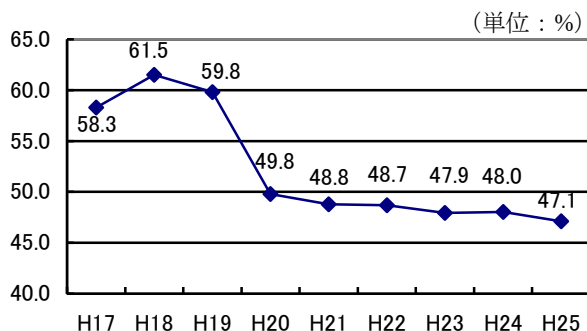
①ボランティアの協力人数は、東日本大震災、大雨災害のあった年にはボランティアセンターが設置されたことから、増加しています。



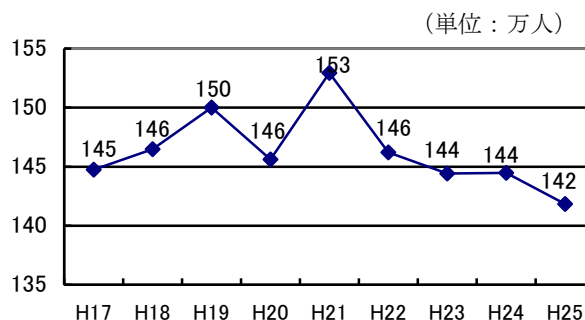
2 地域活動の推進

(1) 地域活動への参加の促進

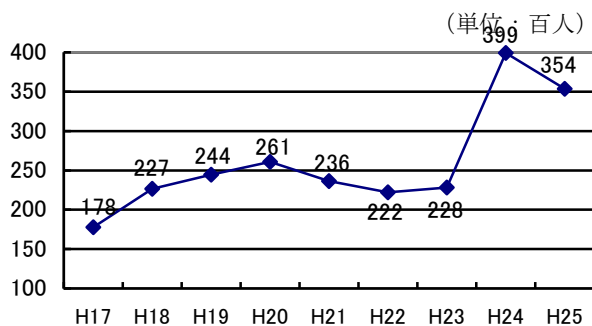
①アンケート調査「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」割合は、急激な減少があり、近年は横ばいで推移しています。



②地区活動センター、老人福祉センター、児童センター等利用者数は、近年は横ばいで推移しています。

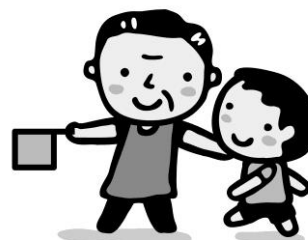
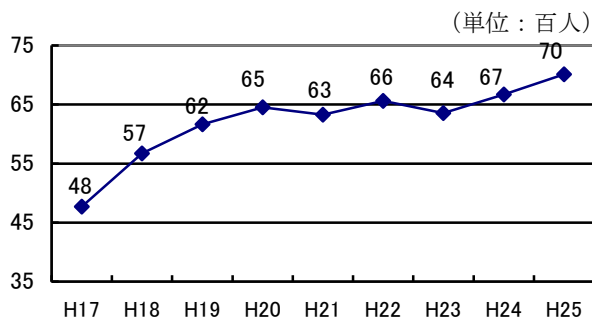


③ふれあいシルバーサロン事業参加者数は、近年は減少傾向にあります。



(2) 世代間交流の促進

①世代間交流事業参加者数は、増加傾向にあります。



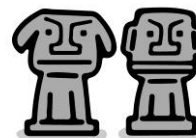
コ ラ ム

しゃかいてきほうせつ

社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）と共生社会

「社会的包摂」とは、誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方で、問題を抱えた人が地域において孤立することにより、自ら声を上げにくい、あるいは周囲が気づきにくい状態になっていることなど、さまざまな事情により、結果的に社会から排除されている人について他者や社会とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性に引き入れていこうとする概念です。

この計画では、社会的包摂の考えに基づいて形成される地域において、援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び付いた地域社会である福祉コミュニティを「共生社会」と定義しています。



2 地域福祉を取り巻く環境の変化

第2期の計画の策定に当たっては、第1期策定以降の社会の変化に対応した法整備等やワークショップ等により課題等の把握に努め、計画を策定することとします。次のとおり、法整備等の状況や課題等について整理しました。

(1) 直近の法整備等

関係法等	内 容
<p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正</p> <p>※障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）</p>	<p>基本法は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するもの。障がい者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備を始めとする障がい者に係る制度の集中的な改革を行うため、一部改正を行ったもの</p>
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の制定</p> <p>（障害者差別解消法）</p>	<p>障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指している。</p> <p>国及び都道府県や市町村は、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になることから、障がいのある人への差別解消に率先して取り組まなければならないもの</p>
<p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正</p> <p>（障害者総合支援法）</p> <p>※地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）</p>	<p>「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」が基本理念</p> <p>障がい者に難病患者や発達障がい者を加えて対象範囲を拡大し、障がい福祉サービスの体系を見直したもの</p> <p>「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」、「障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援」が明記され、それらの支援を総合的に行うこととするもの</p>
<p>虐待防止に関する法律</p> <p>・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の制定</p>	<p>・障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資するもの</p>

関係法等	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の制定 ・高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に対する虐待の禁止，児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に資するもの ・高齢者虐待の防止，養護者に対する支援等に関する施策を促進し，もって高齢者の権利利益の擁護に資するもの
<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て関連3法の制定 ・子ども・子育て支援法の制定（平成24年法律第65号） ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号） ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号） 	<p>保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に，幼児期の学校教育，保育，地域の子育て支援を総合的に推進するもの</p> <p>子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援制度では，認定子ども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付及び地域型保育等への給付の創設，認定子ども園制度の改善，地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むとともに，市町村が実施主体となり，地域ニーズに基づいた計画策定や事業を実施することとされているもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の制定 	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに，教育の機会均等を図るため，子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（平成9年法律第123号）の改正 ※介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号） ※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号） 	<p>平成37年（2025年）を目途に，高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう，地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の制定 	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため，生活困窮者に対し，自立相談支援事業の実施，住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じようとするもの</p>

関係法等	内 容
社会福祉法，老人保健法（昭和38年法律第133号），介護保険法，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適用	盛岡市が中核市となり，社会福祉法人の設立認可，指導監督等を実施することになったもの
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正 ※災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）	「避難行動要支援者名簿の作成」義務化や「名簿情報を避難支援関係者等へ提供すること」などの規定が設けられ，地域への名簿提供等が明確になったもの
安心生活創造事業報告書（地域活動における自主財源の確保） （平成24年（2012年））	人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」，認知症や障がい等で判断能力が不十分な人を支援する「権利擁護」等の体制づくりが課題，さらに，これらを利用する要援護者が社会に参加し，「自己実現」するための居場所や活動の場づくりが必要となってくると考えるもの さらに，これらの活動を支援していくための従来の収入源である会費，補助金等のほか，新たな財源として寄附金等の収入源をどう確保するか，「財源を作り出す仕組みづくり」についても，今後継続して検討していかなければならない課題と捉えられているもの
地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援に関する通知（厚生労働省） （平成24年（2012年））	孤立等により地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援が図られるよう取組が求められるもの

少子高齢社会へのキーワード

○少子化対策（平成26年版（2014年版）少子化社会対策白書など）

- ・「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた取組や，子どもの育ちを支え，若者が安心して成長できる社会と多様なネットワークで子育て力のある地域社会の実現，男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- ・平成25年6月に提言された「少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定）」
- ・平成24（2012）年の国の合計特殊出生率は1.41，盛岡市は1.35
- ・子育てに当たって，「地域や職場の取組に対する社会的な支援」やシニア世代の「祖父母力」など幅広い年齢層の参加促進

- ・「子育て支援のためのネットワークづくり」や「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」
- ・地域コミュニティの子育て支援の拠点の確保
- ・男性の働き方の見直し

○高齢化対策（平成24年（2012年）に閣議決定された高齢社会対策大綱等）

- ・「高齢者」の捉え方の意識改革，高齢者の意欲と能力の活用，地域力の強化と安定的な地域社会の実現
- ・地域の人々，友人，世代を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築する必要性の高まり
- ・高齢者が子育て世代等の若い世帯を支えるなど世代間の交流を促進
- ・孤立化防止のためのコミュニティの強化
- ・医療，介護，予防，住まい，生活支援サービスが切れ目なく，有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立

(2) 地域福祉ワークショップ等での意見

地域課題を把握するため，アンケート調査，公立学校法人岩手県立大学との地域協働研究事業，地域ネットワーク会議，地区民生委員協議会との懇談会，高校生ワークショップ，地域福祉ワークショップ，社会福祉審議会，アドバイザリーボード，文献調査等を行い，次のとおり整理しました。

■ 近所づきあいや交流の場づくり

隣近所づきあいが希薄となっていることから，日常的な近隣との関係づくりや交流を目的としたイベント等の交流の場づくりの必要性を挙げる声が多くありました。

■ 活動拠点の整備，新たな社会資源の活用への期待

道路整備や活動拠点の整備に関しては，いくつかの地区で課題となっており，集会施設の未整備の地区からは整備を求める意見がありました。地域内で増えている空き家を積極的に活用してはどうかとの声もありました。

■ 地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足が深刻化

町内会・自治会等の地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足等が課題となっており，若手に活動参加をどう促すか，団塊の世代の地域活動への参加を期待する声も多く聴かれました。また，町内会・自治会等に入らない，活動に参加しない傾向がみられ，対策に苦慮しているという意見がありました。世代間交流

等の活動を通じて地域の担い手の確保をしたいとの意見がありました。

市民アンケートでは、事業者やNPOとの協働の必要性について、肯定する意見が多くみられました。

■ 除雪，買い物，通院，ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加

住民の高齢化や高齢者だけの世帯が増えているため、除雪作業が困難な状況となり、地域内のボランティアによる取組も多く見受けられました。ごみ捨て等の日常生活支援が必要との意見も出ています。

また、交通利便性の確保、日常的な買い物先や医療機関が近所がない場合、移動手段の確保を含めて不便な状況に置かれている地域がみられました。移動手段の確保、交通利便性の向上が求められています。

■ 地域での避難支援，見守り体制の強化

地域における災害時の体制整備や日常的な見守り活動などが行われていますが、アンケートでは、地域福祉の重要な取組に挙げられています。ひとり暮らし世帯や高齢者だけの世帯が増加しており、安否確認や見守り、老老介護の支援、孤独死の防止などの課題が挙げられています。「個人情報の保護」が壁となり、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態があり、災害時など緊急時に備えた助け合い体制の構築に支障を来している地域もみられます。

■ 福祉行政の総合的な展開の必要性の高まりとコミュニティ・ソーシャルワーク

各分野における福祉サービスの充実が図られる一方で、複雑化、多様化あるいは深刻化する福祉課題に対応するために、総合的な福祉行政の展開が求められています。

また、1人の生活課題を解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践活動であるコミュニティ・ソーシャルワークが必要とされています。

■ 権利擁護事業の推進

日常生活自立支援制度の相談者、利用者が増加しているため、希望しても、利

用できるまでに時間がかかっています。成年後見制度への相談が増えていますが、制度が十分に周知されていないことや、担い手が不足していることなどから、多くは、実際に制度を活用できるまでに至っていない状況です。

■ 福祉教育、ボランティア活動の推進

未来を担う子どもたちへの福祉教育の必要性について、日頃から福祉の体験が必要だとの意見がありました。また、いろいろなボランティアの活動があるということ、理解して取り組みたいという意見がありました。

コラム

コミュニティ・ソーシャルワークと地域福祉コーディネーター

現在の地域社会では、核家族化の進行や単身世帯の増加等による家族のあり方の変容や、近所付き合いの希薄化のほか、個人や世帯が抱える問題が社会経済の複雑化に伴い、複合化あるいは深刻化することで、容易に解決できない課題も見受けられます。

このような中で、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する支援として行われる個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームによって統合的に展開する実践活動である「コミュニティ・ソーシャルワーク」が注目されています。

具体的な取組としては、豊中市社会福祉協議会の事例のように専任の地域福祉コーディネーターが、従来の公的な福祉サービスのみでは解決が困難とされるいわゆる「ごみ屋敷」や「ひきこもり」などの問題に対し、地域福祉ネットワークを活かしたアプローチがあります。

この計画では、このような専任の地域福祉コーディネーターはもとより、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の各分野の専門職が、コミュニティ・ソーシャルワークを推進することも視野に入れています。



3 今後、重点的に取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し、取り組んでいく必要があります。重点的に取り組む課題を次のとおり取りまとめました。

■ 福祉ニーズの拡大と多様化・複雑化への対応

社会経済環境や人口構造の変化、家族のあり方の変容、特に高齢者の増加に伴い、福祉ニーズの拡大が進んでいるほか、生活困窮者や社会的孤立等の新たな課題もあり、福祉課題は、多様化、複合化する中で複雑化あるいは深刻化しています。これまでも、介護保険制度や既存制度の実施で対応してきたところですが、新しいニーズが顕在化してきたことから、国においては、障害者基本法・障害者差別解消法、子ども・子育て関連3法、生活困窮者自立支援法等の法整備が図られたところであり、さらに制度の拡充が求められています。

一方では、サロン活動や見守り活動といった地域住民による支え合い助け合いの精神によるインフォーマルなサービスについて期待する声もあります。

地域における民生委員・児童委員等や地域包括支援センターでの相談体制が整ってきています。相談状況をみると、民生委員・児童委員への相談件数は横ばいで推移していますが、高齢者の相談の受け手となる地域包括支援センターや介護支援センターへの相談件数は大幅に増加しています。

生活困窮者や社会的孤立といった新たな課題については、表面化していないケースも多いと思われ、高齢者にのみならず、多様な相談についても対応できる分野横断的なケアマネジメントの充実・拡充を図り、相談支援体制を整備していく必要があります。

市においては、高齢者のみならず、障がい者や生活困窮者等も含めた地域トータルケアシステムの構築を進めながら、支援を必要とする人が適切かつ確実に公的福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービスにつながる仕組みづくりをコミュニティ・ソーシャルワークの視点で進める必要があります。

■ 支え合い体制への懸念

少子高齢化が急速に進む中、身近な地域課題の解決には、住民自らの参加と支え合いに期待が寄せられています。

しかし、地域においては、隣近所づきあいの希薄化と活動の担い手が不足しているという声があり、支え合い体制の維持について懸念が挙げられています。日常的な近隣との関係づくりや交流を目的としたイベント等の交流の場づくりの必要性を挙げる声も多くあります。

また、若い人に活動への参加をどう促すかという点に関しては、市内共通の課題となっています。現状のまま推移すれば、今はできている「地域の支え合い」、「地域が担っている機能の維持」等ができなくなることが危惧されています。

他市においては、地域福祉活動の中心として、地区社会福祉協議会（地区社協）があり地域福祉の課題解決に取り組んでいるところもありますが、本市においては、32の地区福祉推進会が地区社協のように、課題解決に向けて積極的に取り組んできた実績があります。今後においても、地区福祉推進会は、地域福祉の推進に欠かせないことから、引き続き活動を強化する支援を行っていく必要があります。

高校生ワークショップでは、子育て支援・高齢者支援に対する提案もあり、高校生は時間があれば地域社会に関わろうとする気持ちがあることが確認できました。

市では、団塊世代の地域活動への参加促進等社会資源の掘り起こしを通じて担い手を確保していくとともに、世代間交流事業等の開催により高校生等の若者に働きかけるなど、人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

■ 日常生活支援の課題

東日本大震災や大雨災害等を経験して、ボランティア意識が高まってきています。認知症サポーターの人数は平成20年度（2008年度）2,037人から平成25年度（2013年度）8,287人に増加しています。日常生活での課題として、高齢者等の除雪が困難な場合には、地域の支え合いとして、地域内のボランティアで行っている取組事例が見受けられました。

ワークショップでは、高齢化によって、除雪に限らず、買い物、通院、ごみ捨てといった日常生活支援の体制構築が必要との声がありました。ボランティア活動を通じて地域の担い手につながることも含め、ボランティア活動を推進する必

要があります。

市内には、老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等が設置されていますが、これらの施設には、地区福祉推進会の事務局が置かれており、地域福祉を推進する上で重要な拠点となっています。また、今後も、見守りの対象となる高齢者の増加への対応や地域での子育てを推進するためには、活動の拠点整備が重要と考えられます。

また、身近な場所での居場所づくりに対する期待が寄せられています。地域における高齢者サロンへの理解が進み、平成21年度（2009年度）54箇所から平成25年度（2013年度）169箇所に増加しています。今後は、高齢者に限らず、子育て世帯を対象にしたサロン等も含めたサロン活動について、地域で取り組めるよう啓発普及や支援を行っていく必要があります。

地域で支え合う環境づくりを進める上で、集会施設や身近な居場所づくりが欠かせないことから、新しい集会施設整備に加えて、身近な場所にある集会施設の更新や地域に増えてきた空き家を新たな社会資源として活用できないか検討していく必要があります。

■ 災害時の体制整備

自主防災組織の結成率は、平成17年度（2005年度）21.3%から平成25年度（2013年度）78.5%へ、地域支え合いマップ（福祉マップ等）の作成数も平成18年度（2006年度）12箇所から平成25年度（2013年度）170箇所に増加しています。災害時要援護者名簿を提供するための「町内会・自治会と取扱いに関する協定」の締結率は、平成25年度（2013年度）には99.4%まで上昇しており、多くの地域で見守りや災害時要援護者避難支援が取り組まれています。

一方、住民の中には、町内会・自治会等に入らない、活動に参加しない人たちも増える傾向がみられ、対策に苦慮していることや「個人情報の保護」が壁となり、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態が指摘されており、災害時など緊急時に備えた支え合い体制の構築に課題が残されています。

地域全体による防災訓練や地域支え合いマップづくりなどの具体的な取組を通じて、互いに知り合う機会を増やす等の取組支援や、住民が地域の福祉活動へ参加するよう啓発活動等の取組を進める必要があります。

災害時要援護者の災害時支援関係者に対する情報提供の同意率は約50%ですが、情報提供に同意していない人は、「健康だから」とか、「近くに家族がいる」

などの理由となっています。今後は、情報提供への同意がない人に対して、積極的に制度の趣旨の説明に努めるとともに、災害時において支え合い体制をとれるよう災害時要援護者名簿等の作成において配慮していく必要があります。

■ 人材の育成と福祉意識の醸成

共生社会の実現に向けて、福祉意識を醸成するため、生涯にわたり、各ライフステージで、福祉に対する理解や関心を深める機会をもちながら、福祉の主體的な参加を通じ、誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を学ぶ機会を設けることで、福祉意識の醸成を図ることが求められています。また、同時に、ソーシャルインクルージョンの視点をもって、実践活動が行われる必要があります。

市民アンケートや地域福祉ワークショップでは、高齢化の進行により、地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足など、地域における福祉活動を担う人材確保への対策が課題となりました。

生産年齢人口が減少する中にあるのは、社会経済を主となって支える現役世代に、仕事に加えて、地域活動にも参加を求めることはなかなか難しい状況にあります。

しかし、見守り等地域の支え合いについては、今後も期待されることであり、地域活動を担う人材育成を進めるとともに、企業には、地域活動への参加の必要性への理解を深め、ワーク・ライフ・バランスの確立を推進していくことで、地域活動を担う人材の円滑な世代交代を進める必要があります。

地域福祉推進のため、社会資源の活用を図りながら、地域課題に対応していく地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー、CSW）といった人材の確保も必要ですが、地域での福祉活動を推進するためには、市民講座や研修事業を通じ、広く福祉に関する意識をもった人材を育成することも必要と考えます。

福祉意識の醸成に当たっては、学校等で福祉を学ぶだけでなく、赤い羽根共同募金、青少年赤十字といった日頃から、福祉活動の体験やボランティア講座等を通じて、福祉を学ぶ機会づくりを促進する必要があります。今後も、地域内でのボランティア活動が持続できるように、ボランティア活動の啓発活動により担い手の確保に努める必要があります。

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念（将来像）

「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」

障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会（共生社会）の実現を目指します。

この計画は、保健福祉分野の個別計画を推進する上での共通する理念の計画とするとともに、それぞれの分野固有の施策、達成目標等については、各計画に基づいて推進します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本方針、基本目標、重点的な取組事項に基づく諸施策を推進します。

2 基本方針

市は、市民生活に必要不可欠な福祉サービスや直接提供することが望ましいと判断される福祉サービスなど、行政が提供すべき福祉サービスを、将来にわたり安定して供給する役割や「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり、人材育成などに係る役割を担います。

また、地域福祉施策の推進と仕組みづくりなどを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、行政、関係機関、事業者、地縁団体、ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。

これらのことを踏まえて、多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、高齢者や障がい者が社会のさまざまな分野で活躍でき、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合い充実感をもって、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

3 基本目標

(1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

(2) 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人一人が地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

(3) 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。

4 重点的な取組事項

○地域トータルケアシステムの構築

高齢社会の進行や社会的孤立等地域福祉課題への対応としては、地域力の強化とそれを支える安定的なシステムが不可欠であり、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもって生きられるように、支援が必要な人に医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域トータルケアシステムの整備を推進します。

○協働による生活支援の体制の整備

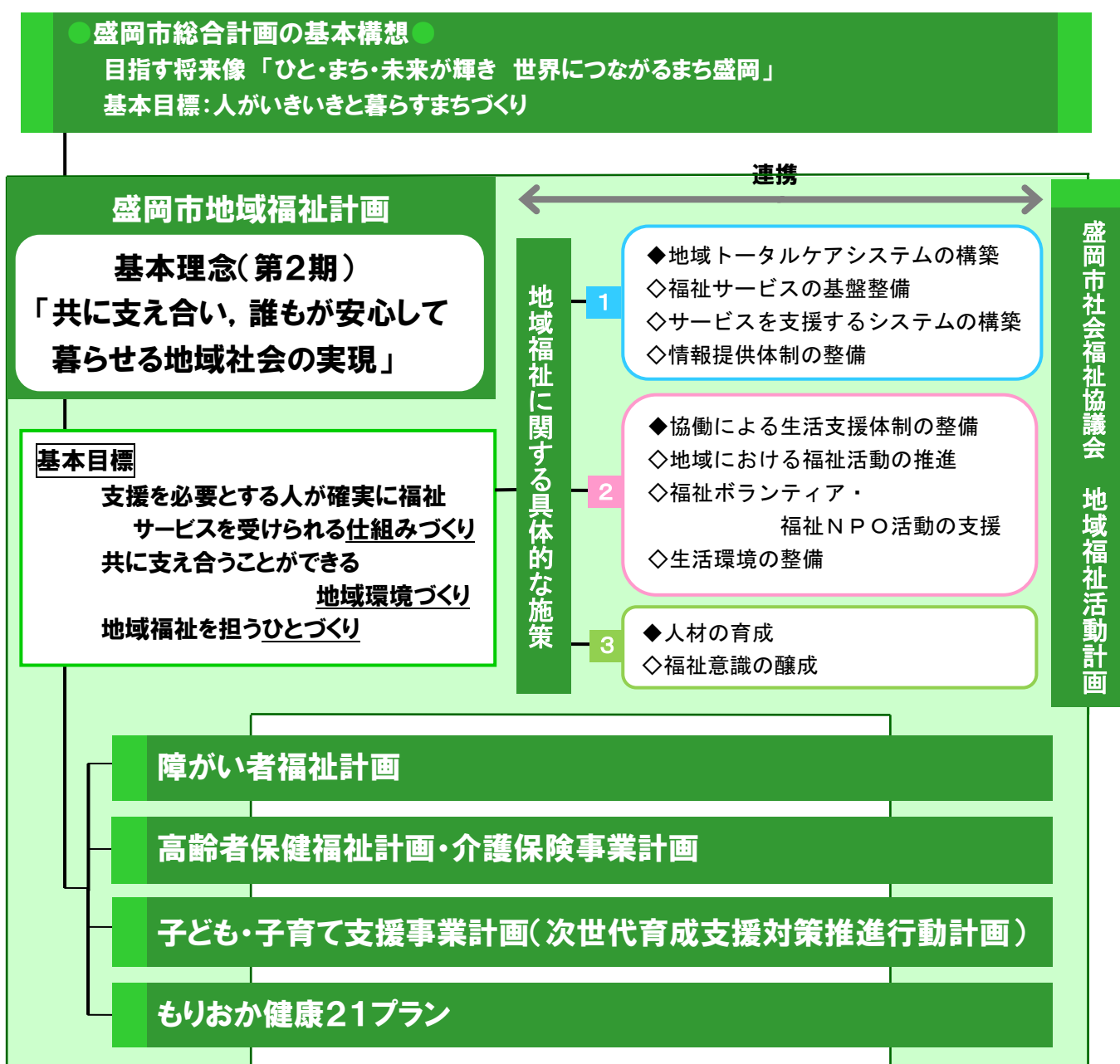
現在、32地区で活動が展開されている地区福祉推進会を中心に、地域住民との協働により、日常的な見守り活動や災害時の連携など地域の支え合い体制の整備を進め、地域福祉の増進を図ります。

また、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど新たな社会資源の開発を支援します。

○人材の育成

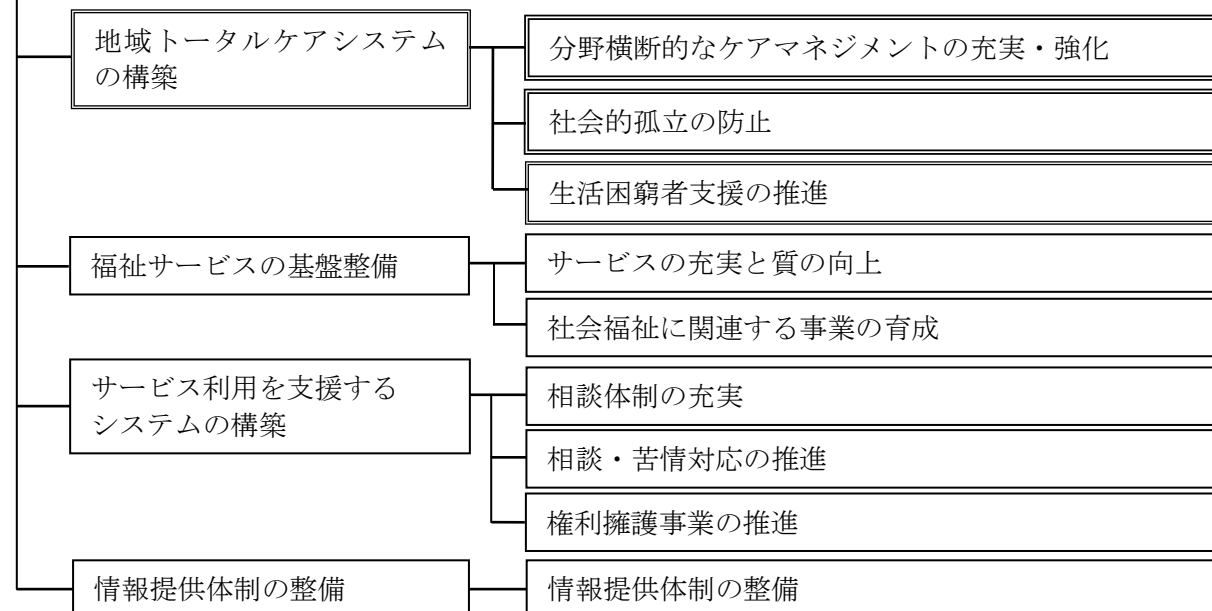
支援を必要とする人々が、適切なサービスが受けられるように地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉の担い手の育成を進めます。

(参考) 計画体系のイメージ

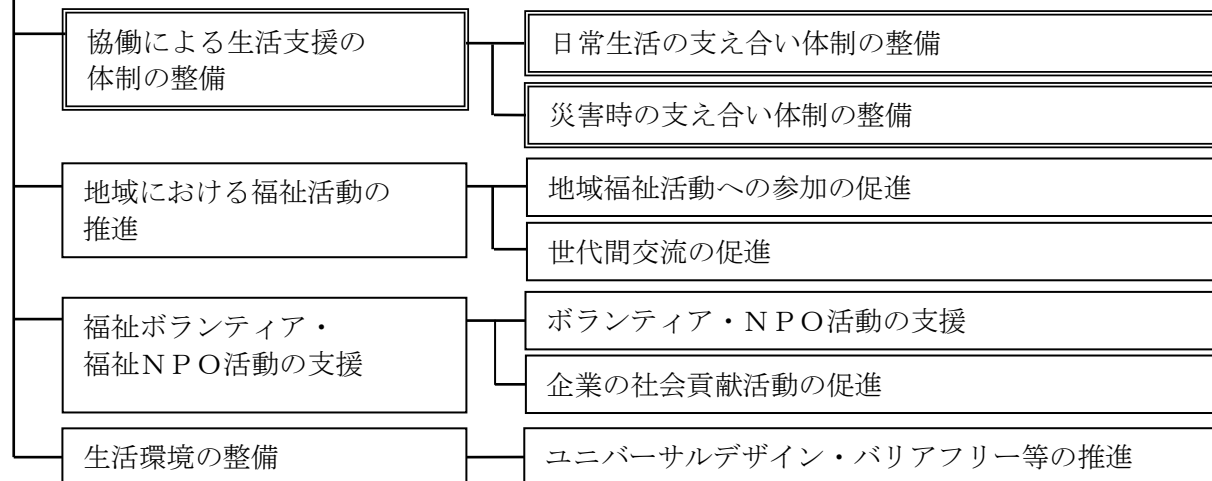


5 施策の体系

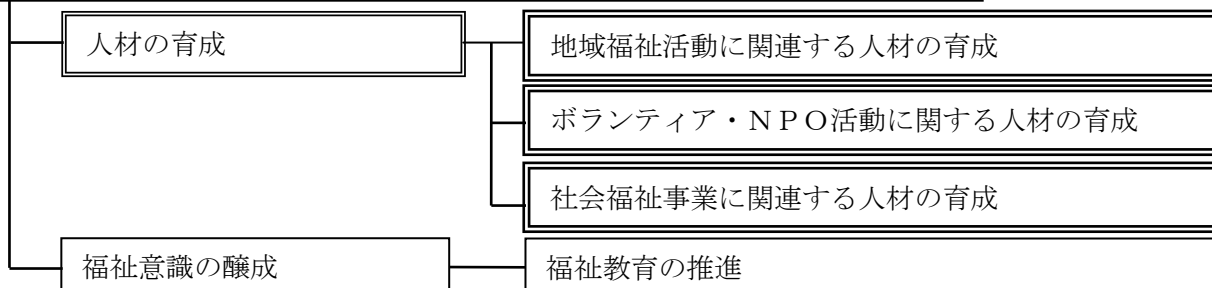
支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり



共に支え合うことができる地域環境づくり



地域福祉を担うひとづくり



第2部
各論



第1章 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

1 地域トータルケアシステムの構築

(1) 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

現状

- ◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康21プラン」の各計画の推進により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、ケアマネジメントの充実を図ってきました。
- ◇ 市内には、市が設置する障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、保健所などの各相談・支援機関のほか、県などが設置する県福祉総合相談センター、県精神保健福祉センター、盛岡広域圏障害者地域生活支援センターなどがあり、個別分野ごとの相談支援体制は充実しています。
- ◇ 業務統計によれば、ボランティア団体数は横ばいですが、NPO団体のうち、「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を行うこととなっている団体数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、かかりつけ医、市役所、民生委員・児童委員、福祉サービス業者に相談したいというニーズが高まっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の輪を広げる」と回答した団体の割合は、高い傾向にあります。

課題

- ◆ 個人や世帯が抱える生活課題は多様化・複雑化あるいは深刻化しており、個別分野の相談支援センターだけでは対応が難しいケースが増加しています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- ◆ 相談相手としてニーズが高い、かかりつけ医、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者のほか、町内会・自治会、関係団体・機関との連携がより重要になっています。
- ◆ 生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策においても、総合的なケアマネジメントが求められています。

施策の方向

- ◎ 個別分野ごとに設置されている主に高齢者を対象とした地域包括支援センターや介護支援センター、主に障がい者を対象とした基幹相談支援センターや相談支援事業所、主に子どもや子育て世帯などを対象とした子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターやつどいの広場、生活困窮者の相談窓口となるくらしの相談支援室などの各相談・支援機関の連携や地域福祉コーディネーターの設置などにより、関係機関等が有機的に結び

つくよう、分野横断的なケアマネジメントの充実・強化を推進します。

- ◎ 地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの多職種間連携のほか、民生委員・児童委員，ボランティア団体・NPO，市民等の連携により，分野横断的なケアマネジメントを推進します。
- ◎ 分野横断的なケアマネジメントの実効性を確保するため，職員の資質向上や関係課，関係機関との連携の強化により総合的な福祉行政に取り組みます。

成果指標・参考指標^{※1, 2}

指 標	現状値 ^{※4} (H25)	目標値 ^{※4}	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター数」(↑) ^{※3}	0人	10人	20人
○業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778件	—	—

※1 成果指標(●)は，計画の達成度を評価するための指標とします(以下同じ)。

※2 参考指標(○)は，計画の達成度の評価に当たり参考とする指標とし，目標値は設定しません(以下同じ)。

※3 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは，目標値の方向性を示します(以下同じ)。

※4 現状値及び目標値は，年度表記とします。

(2) 社会的孤立の防止

現状

- ◇ 平成24年(2012年)には，厚生労働省からも孤立等により地域において支援を必要とする人の把握及び適切な支援が図られるような取組が求められています。
- ◇ 平成24年(2012年)に閣議決定された高齢者対策大綱によれば，とりわけひとり暮らしの高齢者については，地域での孤立が顕著であることから，見守り等を通じた絆づくりの重要性が指摘されています。
- ◇ 平成24年(2012年)には，厚生労働省は，電気，水道，ガスのほか，不動産などの関係機関に対し，地域において見守りを必要とする人に対する支援に関する協力を呼びかけており，市では，平成24年(2012年)からライフライン事業者等と連携した見守り等を通して，支援を必要とする人を適切に把握しながら，社会的孤立の防止に努めています。

課題

- ◆ 民生委員との懇談会や地域ネットワーク会議において，近年，ひきこもりの状態にある人や職を失った中高年の単身者，生活困難を抱えるひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯の親子などが，福祉的支援を必要とする状況になっていても，地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」の問題が取り上げられています。
- ◆ 社会的孤立の状態にある多くの方は，自ら積極的に社会と関わりをもたない，地域住民等との関わりを拒絶しているなど，把握が難しい状況にあります。

施策の方向

- ◎ ライフライン事業者等や民生委員・児童委員，相談・支援センター，福祉事業所など関係機関との連携を強化し，社会的孤立の状態にある人やその世帯に関する情報収集を行いながら，支援を必要とする人の積極的な把握により，社会的孤立の防止に努めます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32 団体	36 団体	40 団体

(3) 生活困窮者支援の推進

現状

- ◇ 生活保護世帯は，平成 25 年度末（2013 年度末）で約 3,750 世帯と高止まりとなっています。
- ◇ 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ，生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の改正や生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために新たな制度として，生活困窮者自立支援法が制定されたところです。
- ◇ 子どもの貧困対策を総合的に推進する子どもの貧困対策の取組に関する法律が制定されたところです。

課題

- ◆ まちづくり評価アンケートでみると，保健福祉分野の満足度に関する調査項目において，全般的に満足度が上昇傾向であるのに対し，「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」に関する満足度のみが横ばいで推移しており，生活の自立を支援する取組について，適切な制度運営に努める必要があります。
- ◆ 平成 27 年（2015 年）4 月に施行される生活困窮者自立支援法に併せて，その取組を推進するための体制を整備し，支援メニューを充実させていく必要があります。
- ◆ 子どもの貧困対策の取組に関する法律では，生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないよう，ひとり親家庭の支援，教育支援などを通じて，貧困の連鎖を防止するように求められています。

施策の方向

- ◎ 生活保護法や生活困窮者自立支援法など，法の趣旨に基づき，生活保護受給者や生活困窮者一人一人やその世帯の状況に応じた自立・就労支援を推進します。
- ◎ 学習支援や居場所づくりなど，貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境整備等を推進します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪等を除く）」(↑)	5.7%	6.0%	6.0%
●業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率」(→)	—	30.0%	30.0%

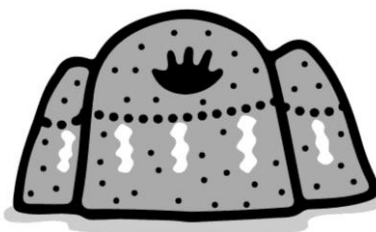
コ ラ ム

地域トータルケアシステムと地域包括ケアシステム

この計画の重点的な取組事項の1つである地域トータルケアシステムと同じような意味をもつ地域包括ケアシステムがあります。

地域包括ケアシステムは、近年の介護保険法の改正などにより注目されている仕組みの1つで主に高齢者を対象としたものです。具体的には、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制です。

このような考え方は、高齢者に限定されるものではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、人としての尊厳をもち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会を実現することが求められています。この計画では、このような仕組みについて、介護保険における地域包括ケアシステムと区別するために、「地域トータルケアシステム」という表現を用いています。



2 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実と質の向上

現状

- ◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康21プラン」の各計画により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を行ってきました。
- ◇ まちづくり評価アンケートでみると、保健福祉分野の満足度に関する調査項目において、「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」は横ばいで推移しており、それ以外の取組は満足していると回答した人の割合は増加傾向にあります。

課題

- ◆ 少子高齢化の進行により量的にも増加する福祉ニーズや、多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、引き続き福祉サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、インフォーマルな福祉サービスについても、同様の取組を推進する必要があります。
- ◆ 福祉サービスを提供する事業者等が多様化する利用者の個別ニーズに対応できるよう、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- ◆ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会で提言されているように、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが求められています。

施策の方向

- ◎ 各計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を図るために、事業者や各種団体などのサービス提供者の育成支援及び制度の周知に努めることにより、サービスの充実と質の向上に取り組みます。
- ◎ 社会福祉事業者向けの研修の周知などを通じて、福祉サービスを提供する事業者等の経営体制の強化、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や社会福祉施設等の指導等、福祉サービス第三者評価の普及推進など、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合（↑）	27.9%	33.0%	38.0%
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合（↑）	24.3%	29.5%	34.5%

(2) 福祉に関連する事業の育成

現状

- ◇ 業務統計によれば、福祉サービスを担う事業所数は、増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(団体)によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合は46.0%と、高い傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば、隣近所で困っている人に手助けできること、手助けしてほしいことを比較してみると、安否確認、話し相手など気軽にできるもののほか、ちょっとした買い物や家事、ごみ出しや玄関前の除雪など日常生活支援でも、手助けできると回答した人が手助けしてほしいと回答した人を大きく上回っています。

課題

- ◆ 福祉ニーズは、量的に増加するだけでなく、多様化・複雑化あるいは深刻化しており、市民の福祉ニーズに合った多様なサービスを提供するため、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参画されることが期待されています。
- ◆ 業務統計によれば、NPOとの協働事業数は横ばいとなっていますが、共通の目的に対して、個別の活動で取り組むより、多様な主体による協働の推進により取り組んだ方が、高い成果を期待できます。
- ◆ 公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルな福祉サービスとして、買い物支援などの日常生活支援に関する新しい事業の創出が求められています。

施策の方向

- ◎ 事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。
- ◎ 地域福祉をキーワードとした協働の事業を促進しながら、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスの育成に取り組みます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合(↑)	19.1%	24.0%	29.0%
○経済センサス「福祉分野の事業所数」※1	382事業所	—	—

※1 現状値は平成24年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計

3 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

現状

- ◇ 地域包括支援センターや地域子育て支援センターなど個別分野ごとの専門的な相談支援体制は、充実しています。
- ◇ 平成17年度(2005年度)544人であった民生委員・児童委員の定数を平成25年度(2013年度)までに574人まで増員したことで、地域における相談支援体制の充実を図ってきました。
- ◇ 地域包括支援センターなどが中心となって開催される地域ネットワーク会議やケア会議の開催などにより、相談支援体制を推進してきました。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば、身近な相談相手としては、家族・親類、知人・友人と回答した人の割合が高くなっているほか、かかりつけの医師、市役所、福祉サービス事業者と回答した人の割合が増加傾向にあります。

課題

- ◆ いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題の把握が可能となり、課題解決の機会が増えることから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められています。
- ◆ 地域トータルケアの推進に当たり、地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制の充実と連携を強化させる必要があります。
- ◆ 平成25年(2013年)に提言された「少子化危機突破のための緊急対策」によれば、利用者が相談しやすい電話・メール相談体制の充実などの環境整備が求められています。
- ◆ 福祉に関するニーズが多様化・複雑化あるいは深刻化する中で、ひきこもりなどの社会的孤立など、サービス利用に結びつきにくいケースを積極的に把握する体制が求められています。

施策の方向

- ◎ 福祉と保健・医療分野の連携を推進し、身近な地域での相談体制の充実を図ります。
- ◎ 身近な相談者である民生委員・児童委員や相談窓口等の周知などにより、誰もが相談しやすい環境づくりに努めます。
- ◎ 地域福祉コーディネーターの配置や職員の資質向上などにより、包括的な相談支援体制の充実を推進します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.4%	29.5%	34.5%
○業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663件	—	—
○業務統計「地域包括支援センター、介護支援センター等への相談件数」	21,052件	—	—

(2) 相談・苦情対応の推進

現状

- ◇ 業務統計によれば、地域包括支援センターなど専門的な相談支援機関の相談件数は、増加傾向にあります。
- ◇ 業務統計によれば、身近な相談相手である民生委員・児童委員の相談支援件数は、横ばいで推移しています。

課題

- ◆ 福祉ニーズが多様化・複雑化あるいは深刻化する中で、福祉サービス等が細分化・高度化されており、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを受けるためには、今まで以上に、利用者等からの相談や苦情に対し、的確に対応することが求められています。
- ◆ 相談体制は、充実されてきていますが、地域福祉計画アンケート(個人)によれば、サービスに不満や疑問を感じた場合のその後の対応として、「サービスを受ける側なので、諦めた」と回答する人の割合が高くなっており、未然に防止したり、気軽に相談しやすい環境を整備する必要があります。

施策の方向

- ◎ 福祉事業所や専門的な相談支援機関の職員の質の向上のための研修制度の周知や民生委員・児童委員の研修制度の充実により、相談・苦情対応の推進を図ります。
- ◎ ケアマネジメント機能の充実や関係機関・団体の連携を強化することで、相談・苦情対応の推進を図ります。
- ◎ 相談機関を周知するなど、市社会福祉協議会と連携し、福祉サービスに対する苦情、課題などの早期解決に努めます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合(↓)	38.6%	33.5%	28.5%

(3) 権利擁護事業の推進

現状

- ◇ 地域包括支援センターなどにおいて、権利擁護に関する相談件数が増加しています。
- ◇ 日常生活自立支援事業の利用者人数は、増加傾向にあります。
- ◇ 高齢者や障がい者等の消費者被害を未然に防止するため、市消費生活センター、警察署などの関係機関や民生委員・児童委員と連携し、意識啓発を行っています。

課題

- ◆ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの内容を、福祉サービス事業者等とともに、利用者やその家族等の理解を深めるための広報活動が必要です。
- ◆ 成年後見に関する相談件数の増加は、成年後見制度の利用者の増加より多い傾向にあり、適切な利用につなげる体制を整備する必要があります。
- ◆ 障がい者、高齢者、児童などの虐待防止に関する法整備が進んでおり、権利擁護に関する社会的な要請が高まっています。
- ◆ 消費者被害では、高齢者や障がい者などが被害に遭いやすい傾向にあります。

施策の方向

- ◎ 権利擁護事業を必要とする人が、適切にサービスを受けられるように、権利擁護に関する制度について、市民や福祉サービス事業者などが広く理解を深められる広報活動を進めるとともに、権利擁護事業を推進します。
- ◎ 関係機関等との連携により、虐待の防止、早期発見・対応に努めます。
- ◎ 高齢者や障がい者などの消費者被害を未然に防ぐため、関係機関と連携を強化します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合(↑)	15.5%	20.5%	25.5%
●業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169人	195人	220人
○業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※ ¹	198件	—	—
○業務統計「虐待に関する実相談件数」※ ²	262件	—	—
○業務統計「消費者被害件数」※ ³	14件	—	—

※¹ 高齢者支援室調べによる集計値

※² 現状値は、障がい者、児童、高齢者の虐待に関する相談件数(実件数)を集計

※³ 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

4 情報提供体制の整備

(1) 情報提供体制の整備

現状

- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、知りたい情報としては、「福祉サービスや健康サービスの利用方法についての情報」と回答した人の割合が高くなっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、一般的な福祉情報は「広報もりおかから情報を得る」と回答した人の割合が高く、また、「インターネットから情報を得る」と回答した人が増加しており、関係するホームページへのアクセス数も増加傾向にあります。

課題

- ◆ 福祉サービスが細分化・高度化し、多様な主体から提供され、サービスの充実が進むことで、支援を必要とする人が自分に合ったサービスを選択し、利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが求められています。

施策の方向

- ◎ 情報を必要とする人が、見やすく、分かりやすく、入手しやすい情報を受け取ることができるよう、「広報もりおか」や「福祉もりおか」などの広報紙の活用、制度や事業に関する冊子などの配布のほか、利用頻度が増加傾向にあるインターネットによる情報提供の充実を図りながら、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	22.6%	27.5%	32.5%
○業務統計「盛岡市ホームページ ウェブもりおか(福祉・保健関係)への訪問者数」	699,846件	—	—
○業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111件	—	—

第2章 共に支え合うことができる地域環境づくり

1 協働による生活支援体制の整備

(1) 日常生活の支え合い体制整備

現状

- ◇ 地域福祉ワークショップ，地区民生委員協議会との懇談会等によれば，老人福祉センターなどを拠点とした地区福祉推進会を中心に，民生委員・児童委員，シルバーメイト，地域住民による見守り活動や地域支え合いマップ作成など地域における支え合い活動が積極的に行われています。
- ◇ 地域福祉ワークショップ，地区民生委員協議会との懇談会等によれば，買い物，除雪など日常生活支援に対するニーズが増加傾向にあります。
- ◇ 地域支え合いマップが作成されている地域は増加傾向にあり，大雨などの災害時における助け合いにおいても，避難支援の一助となっています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば，隣近所で困っている人に手助けできること，手助けしてほしいことを比較してみると，安否確認，話し相手など気軽にできるもののほか，ちょっとした買い物や家事，ごみ出しや玄関前の除雪など日常生活支援でも，手助けできると回答した人が手助けしてほしいと回答した人を大きく上回っています。
- ◇ 第1期計画で推進してきたサロン活動も増加傾向にあり，地域で交流の場を設けることで，近隣での助け合いを育むというサロン活動の重要性と理解が各地域で進んでいます。

課題

- ◆ 少子高齢化の進行により，日常生活支援に対するニーズが高まる一方で，地区社会福祉協議会の機能を担ってきた地区福祉推進会の活動に参加する人の高齢化や担い手不足などにより，地域での支え合い体制を維持することができなくなることが懸念されています。
- ◆ 一部の地域においては，拠点となる老人福祉センターなどの施設の整備が遅れていたり，老朽化が進んでおり，拠点機能の低下が懸念されています。
- ◆ 地域における支え合い体制づくりに資する地域支え合いマップは，5割強の地域で作成されておらず，また，作成された地域においても，内容が更新されていないなどの課題があります。
- ◆ 地域との身近な交流やつながりの場としてのサロン活動の取組が遅れている地域もあるほか，多様な居場所づくりというニーズに対応した子育てサロンなど，テーマ型のサロン活動も求められています。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため，公的な福祉サービスだけでなく，持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス，コミュニティビジネスなど，新しい社会資源の開発が求められています。

施策の方向

- ◎ 老人福祉センター、児童センター及び地区活動センター等を拠点とし、地区福祉推進会を中心とした民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民などによる見守り活動のほか、除雪や買い物支援などの日常生活支援について、モデル地区を設定し、調査研究を行いながら、継続的な取り組みできるような支え合い体制の整備を推進します。
- ◎ 共に支え合うことができる地域環境づくりを進めるため、空き家などの社会資源の活用も検討しながら、拠点づくりを支援します。
- ◎ 民生委員・児童委員の相談支援や地域支え合いマップの作成などを通じて、日常生活支援に必要な社会資源の開発を促進します。
- ◎ 町内会・自治会単位の地域型のサロン活動のほか、子育てサロンなどテーマ型のサロン活動など、誰もが気軽に参加できる身近な地域などでの交流の場や居場所づくりを促進します。
- ◎ 日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなどにつなげるため、新たな社会資源の開発や掘り起しを支援します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「シルバーメイトのメイト数(見守る側)」(↑)	986人	1,100人	1,200人
●業務統計「地域支え合いマップ作成数(累計)」(↑)	170箇所	200箇所	230箇所
●業務統計「地域におけるサロン設置数(累計)」(↑)	169箇所	200箇所	230箇所
○業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460人	—	—

(2) 災害時の支え合い体制整備

現状

- ◇ 平成19年(2007年)から災害時要援護者名簿を整備するとともに、町内会・自治会等、民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者や障がい者の災害時における避難支援体制の整備に努めてきました。
- ◇ 平成22年度(2010年度)に策定した災害時要援護者避難支援ガイドラインに基づき、台帳登録を申し込んだ際に、自ら作成した個別計画等を市に提出した人に緊急時の持ち出し用の「あんしん連絡パック」として配布し、災害時における避難支援等を推進しました。
- ◇ 災害時における地域での支え合い体制づくりを促進するための取組である地域支え合いマップの作成数や自主防災組織の結成率も増加傾向となっています。
- ◇ 日本赤十字社や社会福祉協議会を窓口として、災害救護をはじめとする地域のニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加・協力しているNPOやボランティアの活動の支援に

努めており、平成23年（2011年）の東日本大震災や平成25年（2013年）の大雨の災害時には、ボランティアセンターの設置や救援物資の提供を行いました。また、災害時には、多くのボランティアが災害復旧活動に参加しています。

- ◇ 東日本大震災のほか、平成26年（2014年）の玉山区内での林野火災時には、社会福祉法人等と連携し、要支援者の避難支援や福祉避難所の開設を行うことなどで要支援者の避難支援に努めました。

課題

- ◆ 東日本大震災や大雨災害などを経験して、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段から防災に対する意識をもつことや日頃の近所づきあい、地域での取組が重要であることを改めて確認したところです。
- ◆ 防災に対する市民一人一人の意識の向上を図ることはもちろん、各地域において活動が期待される自主防災組織の結成など地域の連携体制構築について、引き続き町内会・自治会等を通じた働きかけを行う必要があります。また、自主防災組織が結成されている地域においては、災害時に自主防災組織が有効に機能するよう、平時における取組を促進する必要があります。
- ◆ 災害対策基本法の改正により避難行動要支援者避難支援計画の策定や要支援者の名簿整備が義務化されるなど、今まで以上に積極的な取組が求められています。
- ◆ 避難行動要支援者避難支援の実効性を高めるため、地域全体による防災訓練や地域支え合いマップづくりなど取組を支援する必要があります。

施策の方向

- ◎ 避難行動要支援者避難支援計画を策定し、市と地域等との協働の下、災害時における避難支援を円滑に行えるように取組を進めます。
- ◎ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、災害ボランティアセンターや福祉避難所などの円滑な設置・運営ができるよう市社会福祉協議会や社会福祉事業者等との連携を強化します。
- ◎ 日常生活の支援体制が災害時においても、避難支援等に活かされるような仕組みづくりを支援します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」(↑)	48.6%	50.0%	52.0%
●業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」(↑)	50.9%	55.0%	60.0%
●業務統計「自主防災隊の結成率」※ ¹	78.5%	90.0%	100.0%

※1 自主防災隊の結成率 = (自主防災組織に加入している世帯数) ÷ (市内世帯数) × 100

2 地域における福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

現状

- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、地域活動全般で、参加者が減少傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、近所の人と顔を合わせれば大半の人は、挨拶する関係にあります。また、地域活動の内容を知らず、内容によっては活動に参加してもいいと考える人も多くいます。

課題

- ◆ 町内会・自治会等の役員や地域住民の高齢化による地域活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 地域活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起しが求められています。
- ◆ 地域活動に参加しない理由として、「仕事をもっているので時間がない」と回答する人の割合が5割弱と高い傾向が続いているほか、「健康や体力に自信がない」と回答する人の割合が高くなっております。

施策の方向

- ◎ 年齢等にかかわらず、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員であり、気軽に活動に参加できるような環境づくりと、団塊の世代など潜在的な担い手の掘り起こしを促進します。
- ◎ 地域における福祉活動の重要性の理解を深めるため、関係機関・団体等と連携して、各種福祉活動等の周知に努めます。
- ◎ 働いている世代も、仕事と生活の調和を図りながら、地域活動に参加できる環境づくりについて企業等への理解を得られるよう働きかけします。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合」(↑)	46.5%	51.5%	56.5%

(2) 世代間交流の促進

現状

- ◇ 業務統計によれば、世代間交流事業への参加者数は、増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉ワークショップでは、世代間交流事業の重要性を指摘する意見が多く出されています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、若い世代では、世代間交流への参加経験がありますが、参加意向が低い傾向にあります。一方で、若い世代には祭りのように参加意向が高いものもあります。
- ◇ 高校生を対象とした地域福祉ワークショップでは、高校生からも、高齢者や子どもとの交流事業について積極的な姿勢が示されています。

課題

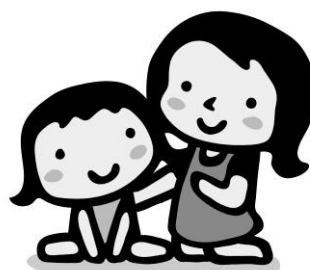
- ◆ 地域福祉ワークショップでは、世代間交流は、地域活動の活性化に資するものとして認識されていますが、若い世代の参加が課題となっています。
- ◆ 多様な主体の参加を促進するためには、参加する側の意欲の醸成を工夫する必要があります。
- ◆ 高齢社会対策大綱によれば、世代を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いや、高齢者が多様な経験等を活かし、子育て世代等の若い世帯を支えるなど世代間の交流が促進されていくなどの「地域力」の強化を図ることが重要であると指摘されています。

施策の方向

- ◎ 多様な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ◎ 若い世代の意見を取り入れた世代間交流の機会の創出を促進します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「世代間交流事業参加者数」(↑)	7,011人	7,500人	8,000人
●業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」(↑)	4,856人	5,180人	5,500人



3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

(1) ボランティア・NPO活動の支援

現状

- ◇ ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティア団体への助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っています。
- ◇ ボランティア団体数は横ばいで推移していますが、保健・医療・福祉の増進を図る活動を行うことになっているNPO法人数は増加傾向にあります。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、地域で安心して暮らすことができる地域づくりに必要なこととして、「町内会や他団体、関係機関と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合は46.0%と、高い傾向にあります。

課題

- ◆ ボランティアの交流、情報交換への参加人数は、減少傾向にあり、ボランティア団体・NPO活動における担い手の高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められています。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、福祉活動や災害活動に対応できるボランティアの養成などを通して、ボランティア・NPO活動を支援します。
- ◎ 地域トータルケアシステムや地域における日常生活支援体制の中で、ボランティア・NPO活動が効果的に行われるよう支援します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」(↑)	131 団体	135 団体	140 団体

(2) 企業の社会貢献活動の促進

現状

- ◇ 近年における福祉課題に対する民間企業の社会貢献活動として、福祉避難所の協定のほか、企業によるひとり暮らし高齢者等の見守りや、認知症高齢者のサポートなどが挙げられます。
- ◇ 安心創造生活事業推進検討会によれば、地域福祉活動の自主財源を確保するため、寄附

付きの自動販売機の設置などにより寄附収入の確保や商店街のポイント制度を活用するなど支え合いの取組の果実が地域に還元される仕組みの構築などが提言されています。

- ◇ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会によれば、社会福祉法人の社会貢献活動の義務付けが提言されています。
- ◇ 地域福祉計画アンケート（団体）によれば、活動を行う上で困っている事項として、「メンバーが不足している」、「活動資金の調達に苦労している」と回答した団体の割合が高くなっています。

課題

- ◆ 企業の社会貢献活動に対する意識の高まりを福祉課題の解決に結びつける対応が必要となります。
- ◆ 事業者は、さまざまな専門知識や施設などを有しており、地域福祉を推進する重要な担い手であり、地域活動の活性化を促進するため、事業者の参加が望まれます。
- ◆ 赤い羽根共同募金の実績は、平成19年度（2007年度）以降、全体として減少傾向にあり、福祉活動の財源不足が懸念されます。
- ◆ 仕事を理由に地域活動に参加できていないと回答する人も多いため、地域活動の参加を促進するためには、企業の理解も必要になると考えられます。
- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、参加しない理由として、「仕事をもっているので時間がない」と回答した人の割合が5割弱と高い傾向が続いています。

施策の方向

- ◎ 見守り協定や認知症高齢者のサポートなど、企業の特性を活かした協働事業を取り組みながら、企業の社会貢献活動の促進に努めます。
- ◎ 事業者も地域の一員であることから、地域と事業者との協働が進むよう事業者の地域活動への参加意識の啓発に努めます。
- ◎ 赤い羽根共同募金への協力などを通して、企業の社会貢献活動を促進します。
- ◎ 働く世代が、仕事と生活の調和を図りながら、地域活動に参加できる環境づくりについて、企業等への理解を得られるよう働きかけます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」(↑)	4,192,346円	4,600,000円	5,000,000円
●まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合(20～50歳代)」(↑)	36.4%	41.5%	46.4%

4 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

現状

- ◇ 市有施設のバリアフリー工事や点字ブロックの設置, オストメイト対応トイレの整備のほか, パーキングパーミット制度の推進を図るなど, バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組んできました。
- ◇ 盛岡市公式ホームページで, 日常的に利用される施設等を中心にバリアフリー化された施設の情報発信による利便性の向上を図るとともに, 環境整備の重要性について周知啓発しました。
- ◇ 障がいのある人に対する差別をなくすことで, 障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることを目的とした「障害者差別解消法」が制定されました。

課題

- ◆ 地域福祉計画アンケート(個人)によれば, 地域福祉の充実には, ユニバーサルデザインやバリアフリー等の生活環境に対するニーズが高いため, 今後も生活環境の整備を推進する必要があります。
- ◆ 障がい者や高齢者などが住み慣れた地域で, 安心して自立した生活を送ることができるように, 今後も, ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化などハード面はもちろん, ソフト面においても, 誰もが利用しやすい生活環境の整備を進める必要があります。

施策の方向

- ◎ 国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合を図りながらひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	37.8%	43.0%	48.0%



第3章 地域福祉を担うひとづくり

1 人材の育成

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

現状

- ◇ 誰もが地域で安心して暮らしていくためには、多様な主体による、公的な福祉サービス、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動が必要となり、これらは、見守り、安否確認など多くの人が取り組めるものから、介護サービス等の高度な知識や技術を必要とするものまで、幅広い福祉サービスや福祉活動があります。

課題

- ◆ 地域福祉計画アンケートや地域福祉ワークショップから、地域福祉活動の中心的な担い手の高齢化や活動に参加する人の減少により地域活動の停滞が懸念されます。
- ◆ このような中においても、地域福祉計画アンケートによれば、「活動内容によっては地域活動に参加している」と回答する人の割合も一定程度あり、多様な世代の参加を促すには、参加するきっかけづくりが求められています。

施策の方向

- ◎ 高等教育機関や関係機関・団体と連携しながら、日常生活の支え合い活動など、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援を推進します。
- ◎ 地域における見守りや日常生活支援のほか、認知症支援や市民後見など、ニーズに対応した研修会を開催するほか、地域における福祉活動の参加を促進しながら、地域で福祉活動を担う人材の育成支援を推進します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑) ^{※1}	1,505人	1,600人	1,700人
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	20.5%	25.5%

※1 現状値は平成25年度の認知症サポーター養成講座の受講者数の実績。目標値には平成26年度以降に実施している地域福祉中核人材育成事業や市民後見に関する講座の参加者などを含めた設定になります。

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

現状

- ◇ ボランティア登録者数は、全体として横ばいで推移しています。
- ◇ 盛岡市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の受講者数が一定程度確保されていることから、ボランティアに対する興味関心があることが分かります。

課題

- ◆ 福祉ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動も求められており、多様なサービス等の担い手の確保や育成を支援する必要があります。
- ◆ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、自主的な活動を行うボランティアやNPOが災害時に幅広い知識や技能をもって迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していく必要があります。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスや福祉活動、コミュニティビジネスの担い手としてボランティア・NPOに期待が寄せられています。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催するほか、情報交換会の開催等により、福祉活動や災害活動に対応できる人材の育成支援を促進します。
- ◎ 日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉活動やコミュニティビジネスに取り組むボランティア・NPOの育成を支援します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481人	11,750人	12,000人
●業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145人	150人	150人
○業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287人	—	—

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

現状

- ◇ 業務統計によれば、社会福祉事業の従事者は、増加傾向にあります。
- ◇ 福祉・保健分野の高等教育機関が盛岡広域には複数設置されています。

課題

- ◆ 福祉ニーズが量的にも増加し、質的にも多様化・複雑化あるいは深刻化する中において、福祉サービスは、供給量の増加を求められているだけでなく、細分化・高度化しており、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆ 待遇や勤務形態などの労働環境の問題から、福祉分野への就労が進まないという指摘があります。
- ◆ 地域トータルケアシステムの構築に当たり、分野横断的なケアマネジメントを展開する人材が求められています。

施策の方向性

- ◎ 社会福祉法人や社会福祉施設等への指導等のほか、職員の処遇改善、各種研修の周知等を通して、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成を推進します。
- ◎ 盛岡広域等に設置されている福祉・保健分野の高等教育機関への働きかけなどにより、保健福祉分野の人材の確保と育成に努めます。
- ◎ 地域福祉コーディネーター養成講座の受講について関係機関に呼びかけるとともに、地域福祉コーディネーターのネットワーク化などにより、支援を必要とする人が、適切かつ確実にサービスが受けられよう包括的な相談・支援を行うことができる人材の育成を図ります。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座 修了者数」(↑)	19人	30人	40人
○経済センサス「福祉分野の従事者数」※1	6,753人	—	—

※1 現状値は平成24年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計

2 福祉意識の醸成

(1) 福祉教育の推進

現状

- ◇ 障がいのある人もない人も、年齢や性別にかかわらず、互いに個性や尊厳を認め合い、支えながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を各ライフステージで学習できるよう、地域活動の中に学習機会を設けることが求められています。
- ◇ 地域福祉計画アンケートによれば、子どもの福祉教育については、「学校教育の中で学ぶ」、「家庭の中で親から学ぶ」、「地域の活動などを通じて学ぶ」が多くなっています。
- ◇ まちづくりアンケートによれば、「身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じる」と回答する人の割合は、増加傾向にあります。

課題

- ◆ 子どもの福祉教育では、学校教育への期待が高いため、学校と福祉関連施設のほか、家庭や地域との連携の下に、福祉教育を進める体制が求められています。
- ◆ 地域福祉計画アンケート（個人）によれば、ボランティアに参加したことがない理由として、仕事や家事、健康、きっかけや情報がない、辞められなくなるといった回答が多くなっており、趣味や特技を活かし、気軽に参加できるボランティアなど、ニーズに応じた対応が求められています。

施策の方向

- ◎ 誰もが、生涯にわたり、それぞれの段階で、福祉に対する理解や関心を深める機会をもちながら、福祉の主体的な参加を促すことを目的とした教育を市社会福祉協議会と連携して推進します。
- ◎ 学校や地域、職場において、障がいのある人もない人も、共に活動することにより、福祉に関し幅広く学ぶ機会の創出を促進します。
- ◎ 小中学校・高校等との連携により、若年層に対するボランティア活動への参加意識の醸成に努めます。
- ◎ 趣味などを活かして、気軽に参加できるボランティアの紹介のほか、ボランティア活動に必要な知識習得の機会の創出を促進します。

成果指標・参考指標

指 標	現状値 (H25)	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
●地域福祉計画アンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合(↑)	18.4%	24.0%	30.0%
●業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」(↑) ^{※1}	119人	130人	150人

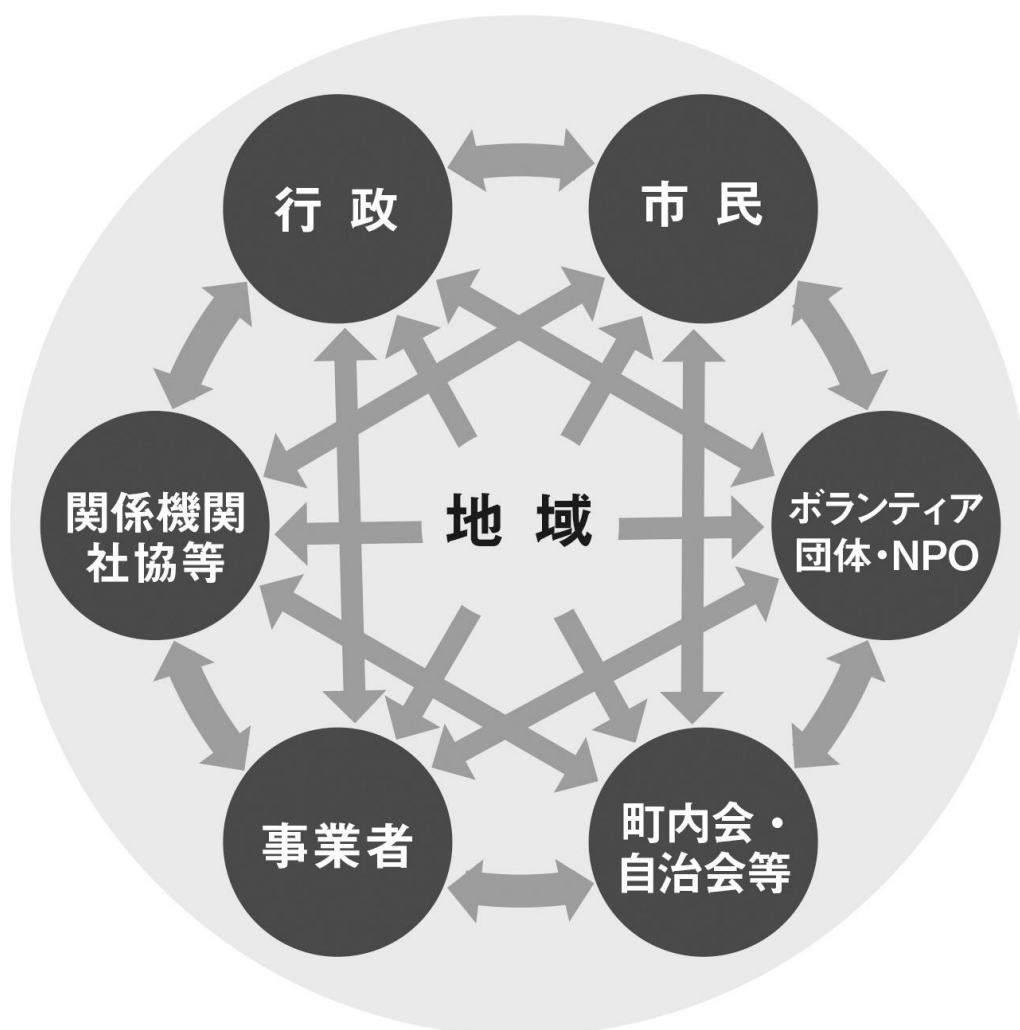
※1 現状値は高校生ボランティアスクール参加者数

第4章 計画の推進

1 市民，行政，関係機関，事業者，町内会・自治会等，ボランティア団体・NPOの協働による計画の推進

地域福祉の推進に当たっては，市民，行政，関係機関，事業者，町内会・自治会等，ボランティア団体・NPOの協働の下に，計画の推進を図ります。協働のイメージと役割分担の具体例は次のとおりです。

【協働のイメージ】



【役割分担の具体例】

◎ 市民等

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
 - ・地域福祉ネットワークへの参加
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・あいさつから始まる近所付き合い
 - ・支え合い活動（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」）への参加
 - ・地域の身近な問題の発見と解決への参加
 - ・町内会，地区福祉推進会，ボランティアなどの活動への参加
 - ・世代間交流への参加
 - ・お互いの人格や尊厳の尊重
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・認知症サポーターや市民後見など，ボランティア講座の受講

◎ 町内会・自治会等，ボランティア団体・NPO等

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・関係機関との連携（情報提供等）
 - ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
 - ・地域福祉ネットワークへの参加
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・支え合い活動（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」）の推進
 - ・地域の身近な課題の発見と解決の支援
 - ・日常的な仲間づくり，交流のための場づくり
 - ・自主的な防災体制の推進
 - ・世代間交流への推進
 - ・お互いの人格や尊厳の尊重
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・地域福祉を担う人材の発掘
 - ・認知症サポーターや市民後見など，ボランティア講座の開催

◎ 事業者，関係機関，市社協等

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・保健・医療・福祉などの総合的なサービス提供
 - ・サービスの質の向上
 - ・事業内容の情報公開
 - ・第三者評価事業への参加
 - ・相談体制の充実
 - ・事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
 - ・見守り協定への参加
 - ・地域福祉ネットワークへの参加
 - ・関係する分野との連携の強化

- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - ・研修会への講師派遣
 - ・地域との交流
 - ・活動場所の提供
 - ・赤い羽根共同募金運動などへの協力
 - ・従業員の地域活動への参加の理解
 - ・災害時の避難支援への協力
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・人材の育成，新たな事業の開発，事業への参入
 - ・ボランティアの受け入れ
 - ・職員の処遇改善や研修の充実

◎ 行政

- (1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり
 - ・福祉関連事業への参加の促進
 - ・関係機関との連携の推進
 - ・相談体制の充実
 - ・サービスに関する情報提供
 - ・第三者評価事業の普及
 - ・相談・苦情対応の推進
 - ・権利擁護事業の推進
 - ・ボランティア団体，NPOとの協働
 - ・地域福祉コーディネーターの設置の推進
 - ・地域福祉ネットワーク形成の推進
- (2) 共に支え合うことができる地域環境づくり
 - ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - ・見守り，自主的な防災体制への支援
 - ・災害ボランティア受入体制の整備
 - ・除雪の推進
 - ・地区福祉推進会等への支援
 - ・地域活動への参加の促進
 - ・世代間交流の促進
 - ・地域の社会資源の開発の促進
- (3) 地域福祉を担うひとづくり
 - ・地域福祉を担う人材の育成
 - ・高等教育機関等の連携
 - ・ライフスタイルに応じた福祉教育の推進
 - ・認知症サポーター，市民後見，災害に関するボランティアなどの養成の推進
 - ・NPO育成の推進
 - ・福祉専門職の養成の推進

2 平成31年度（中間年）までの重点的取組事項の主な事業の行程

事業内容		H27	H28	H29	H30	H31
1 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり						
	地域トータルケアシステム構築に向けた地域福祉コーディネーターの設置の推進	○	→			○
		初年度に専任2人を設置し、10人まで順次拡大				
	地域福祉コーディネーターネットワークの構築の推進	○	→	○ (見直し)	---→	○
	地域において支援を必要とする者の把握に関する協定の拡大	○	→	○ (見直し)	---→	○
	地域において支援を必要とする者の把握を推進するための研修会等の開催	○	→	○	↑	
	生活困窮者支援の推進のための「くらしの相談支援室」の開設	○	→			○
	子どもの学習等支援の実施	○	→			○
2 共に支え合うことができる地域環境づくり						
	地域支え合い体制づくりの推進のための地域支え合いマップ、ふれあいサロン、見守り事業の実施	○	→	○ (見直し)	---→	○
	日常生活支援ニーズ及び社会資源調査(モデル地区で実施)	○	→	○	↑	
	避難行動要支援者避難支援の推進のための専任職員の設置	○	→	○ (見直し)	---→	○
3 地域を担うひとづくり						
	地域福祉の中核的な担い手の育成(モデル地区と連動しながら実施)	○	→	○ (見直し)	---→	○
	認知症サポーター、市民後見、災害などに関連したボランティアの養成講座の実施	○	→			○
	地域福祉コーディネーター養成講座の受講推進	○	→			○
★中間年における計画の見直し						
	見直し作業(アンケート調査の実施、ワークショップの開催など)			○	→	○

3 盛岡市社会福祉協議会等との連携による計画の推進

社会福祉法において、地域福祉の推進が社会福祉の理念とされ、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

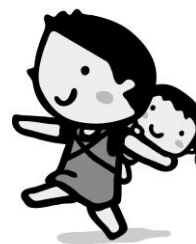
盛岡市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進していることから、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

また、地域ネットワークを形成し、社会福祉協議会、28地区の民生委員協議会や32地区の福祉推進会等と行政とが連携しながら、この計画を推進します。

4 計画の評価

地域福祉計画の評価に当たっては、アンケート調査における地域福祉に関する満足度（「地域に支えられたと感じたことがある」と答えた人の割合など）や業務統計等の量的な調査のほか、地域福祉ワークショップなどによる質的な調査も実施します。

地域福祉計画の推進に当たっては、その実効性を確保するため、5年後の見直しの際にアンケート調査を実施するほか、毎年行われる行政評価で計画の評価を行います。



資料編



<地域福祉計画アンケート調査結果>

1 調査の目的

盛岡市では、誰もが住み慣れた地域で、人としての尊厳をもって、その人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成が求められており、盛岡市では、人と人が支えあう地域社会の実現を目的として、平成 17 年度（2005 年度）に「盛岡市地域福祉計画」を策定しました。この計画が平成 26 年度で終了となるため、25 年度（2013 年度）から 2 箇年にわたり、計画の進捗状況や地域課題を整理し、27 年度（2015 年度）を初年度とする次期計画を策定する予定です。

このアンケート調査は、現行計画の評価や次期計画の策定に必要な基礎資料とするため、皆様が地域で暮らしていく上での課題や地域での福祉活動に関するお考えや要望・意見などが、前回調査（平成 16 年（2004 年）2 月，平成 20 年（2008 年）12 月）に比べて、どのくらい変化しているかを把握するために実施したものです。

2 調査の内容

- (1) 地域活動について
- (2) 地域の支え合いについて
- (3) ボランティア活動について
- (4) 今後の地域福祉について
- (5) 地域社会について
- (6) ボランティア，NPO 法人等の活動について
- (7) その他

3 調査の対象

(1) 市民

ア 一般

市内に在住する 18 歳以上の人（住民基本台帳より無作為抽出）

（平成 7 年（1995 年）4 月 1 日以前生まれの人）

抽出数 2,650 人 回答数 918 人（回収率 34.6%）

イ 中学生・高校生等

市内に在住する 12 歳以上 18 歳以下の人（住民基本台帳より無作為抽出）

（平成 7 年（1995 年）4 月 2 日から平成 13 年（2001 年）4 月 1 日生まれの人）

抽出数 250 人 回答数 84 人（回収率 33.6%）

(2) 団体

団体 ボランティア団体・保健福祉活動を行う NPO 等

対象 232 団体 回答数 124 団体（回収率 53.4%）

（ボラ団体（112），NPO（87），福祉推進会（32），ワーカーズコープ（1））

【参考】

(1) 前回調査の回収状況等

ア 市民

(ア) 一般 平成 16 年（2004 年） 1,360 人 / 2,652 人 = 51.3%

平成 20 年（2008 年） 1,107 人 / 2,699 人 = 41.0%

(イ) 中学生・高校生等 平成 16 年（2004 年） 110 人 / 248 人 = 44.4%

平成 20 年（2008 年） 89 人 / 201 人 = 41.0%

イ 団体	平成 16 年 (2004 年)	69 人 / 100 人 = 69.0%
	平成 20 年 (2008 年)	53 人 / 100 人 = 53.0%

(2) 市民（一般）を対象とした年代別回答状況

ア 平成 20 年 (2008 年) 調査

平成 20 年	対象者	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答率 (%)
10 歳代	58	2.1	11	1.0	19.0
20 歳代	411	15.2	100	9.0	24.3
30 歳代	488	18.1	179	16.2	36.7
40 歳代	428	15.9	175	15.8	40.9
50 歳代	419	15.5	185	16.7	44.2
60 歳代	394	14.6	201	18.2	51.0
70 歳代	323	12.0	164	14.8	50.8
80 歳代以上	178	6.6	81	7.3	45.5
無回答	-	-	11	-	-
合計	2,699	100.0	1,107	100.0	41.0

イ 平成 25 年 (2013 年) 調査

平成 25 年	対象者	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答率 (%)
10 歳代	45	1.7	6	0.7	13.3
20 歳代	332	12.5	55	6.0	16.6
30 歳代	414	15.6	104	11.3	25.1
40 歳代	389	14.7	115	12.5	29.6
50 歳代	366	13.8	132	14.4	36.1
60 歳代	458	17.3	208	22.7	45.4
70 歳代	368	13.9	184	20.0	50.0
80 歳代以上	278	10.5	110	12.0	39.6
無回答	-	-	4	-	-
合計	2,650	100.0	918	100.0	34.6

4 調査の方法

市民，団体ともに郵送法による。

5 調査の時期

平成 25 年 (2013 年) 7 月 22 日から 8 月 23 日まで

結果概要（市民(18歳以上(高校生等を除く。))）

■ 回答者の属性

- ・ 60歳代以降の回答者の割合が高くなっています。
- ・ 単身世帯の割合が高くなっています。

■ 地域との属性について

- ・ 地域活動への参加状況は、減少傾向となっています。
- ・ 参加している地域活動は、子どもが中心となる行事は減少傾向である一方、高齢者が中心となる行事や防災訓練が増加傾向となっています。
- ・ 地域活動に参加しない理由としては、「仕事をもっているので時間がない」と回答した人が多いほか、「健康や体力に自信がない」と回答した人が増加傾向となっています。(問8-2)

■ 地域の支え合いに関する考え方について

- ・ 隣近所の困っている世帯に手助けできることとして、「安否確認の声かけ」が高い割合で維持している一方、「ちょっとした買い物」、「玄関前の掃除や除雪」などの日常生活支援に関する項目は減少傾向となっています。
- ・ 隣近所の人に手助けしてもらいたいこととして、「安否確認の声かけ」が増加傾向となっている一方、「玄関前の掃除や除雪」を除く日常生活支援に関する項目は減少傾向となっています。
- ・ 隣近所で困っている人にできることと隣近所に手助けしてもらいたいことをそれぞれの項目で比較すると、全ての項目でできることの方が上回っています。(問12(1), 問12(2))
- ・ 地域に支えられた(助けられた)と感じたことがあると回答した人は微増の傾向となっています。具体的には、玄関先の除雪や掃除、震災時における声かけなどのほか、民生委員による相談が挙げられています
- ・ 住みよい地域社会を実現していく上での問題点として、回答した人の割合は減少傾向にあるものの、「近所づきあいが減っていること」、「地域に関心のない方が多いこと」、「若い人の参加が少ないこと」が高い割合となっています。
- ・ 日常生活の困ったときの相談相手として、「家族」、「知人・友人」と回答した人の割合が高いほか、「市役所」、「民生委員・児童委員」、「かかりつけの医師」、「福祉サービス業者」と回答した人の割合は増加傾向となっています。
- ・ 今後、地域における福祉を充実させるために、重要だと思ふ取組として、前回調査と比較して、「支え合い活動を広める」、「地域福祉のリーダーを見つけ、育成する」が大幅に多くなっています。

■ ボランティア活動について

- ・ ボランティア活動に参加したきっかけとして、「人の役に立ちたい」、「自分たちのために必要な活動だから」と回答した人の割合が高くなっています。
- ・ ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」と回答した人の割合が増加傾向となっています。

■ 福祉サービスにおける権利擁護について

- ・ サービス利用者のうち、「サービス内容が説明と違っていた」、「サービスの内容に不満な疑問を感じた」と回答した人は、4人に1人の割合で、前回調査と比較して横ばいとなっています。
- ・ 「サービス内容が説明と違っていた」と回答した人のうち、4割弱の人が「サービスを受ける側なので諦めた」と回答しています。

■ 地域福祉のあり方について

- ・ 子どもたちへの福祉教育については、「学校教育の中で」と回答した人の割合が高くなっています。
- ・ 福祉や健康に関する情報の入手先としては、「広報もりおか」と回答した人の割合が高いほか、前回調査と比較して、「インターネット」と回答した人が増加傾向となっています。
- ・ 地域福祉を充実させていく上での、住民と行政の関係については、「協力し合い、共に取り組むべき」と回答した割合が高くなっています。
- ・ 地域福祉計画の取組の評価では、「生活環境の整備」、「地域における災害時の体制整備」、「福祉サービスの充実」、「地域における雪かきの推進」について、取組が進んだと回答した人の割合が高く、「地域福祉に関連する人材の育成」、「事業者との協働」、「世代間交流」について、取組が進んだと回答した人の割合が低くなっています。
- ・ 地域福祉を充実させるための重要な取組については、「生活環境の整備」、「地域における災害時の体制整備」、「福祉サービスの充実」、「福祉に関する相談体制の整備」と回答した人の割合が高くなっています。

結果概要（市民(中学生・高校生等 12歳以上18歳以下)）

■ 回答者の属性

- ・同居家族について、「兄妹姉妹」と回答した人の割合が減少傾向となっています。
- ・近所の大人とのつきあいは、「たまに話をする」と回答した人の割合が減少し、「あいさつ程度はする」と回答した人の割合が増加しています。

■ 地域社会について

- ・地域活動への参加意向では、「祭り」と回答した人の割合が高くなっている。
- ・近所で困っている家があった場合、手助けできることについては、「玄関前の掃除や除雪」と回答した割合が8割と高いほか、「安否確認の声かけ」、「話し相手」、「ごみ出し」など他の項目でも、回答した人の割合が4割から7割と全体的に高い傾向となっている。

■ ボランティア活動について

- ・参加したことがあるボランティア活動として、「清掃・美化、ごみ・リサイクル」、「子ども会活動や子どもの遊び相手」と回答した人の割合が高くなっている。
- ・参加してみたいボランティア活動として、「祭りやイベントの手伝い」、「募金活動」と回答した人の割合が高くなっている。
- ・誰とボランティアを一緒に活動したかについては、「学校で」と回答した人の割合が6割と高くなっているほか、「家族で」、「個人で」と回答した人の割合が増加傾向となっている。
- ・ボランティア活動のきっかけとして、「学校の活動」と回答した人の割合が高くなっている。
- ・ボランティア活動に参加したことがない（参加したくない）理由は、「時間がない」、「興味がない」、「きっかけがない」と回答した人の割合が高くなっている。

■ 地域福祉のあり方について

- ・誰もが住み慣れた地域社会で安心して生活するために必要なことについては、「あいさつから始まる近所づきあい」と回答した人の割合が約8割と高くなっている。

結果概要（団体(ボランティア団体・保健福祉分野で活動するNPO・地区福祉推進会等)）

■ 基本属性について

- ・メンバーの平均年齢は、「30歳～40歳代」、「50歳から60歳代」と回答した団体の割合が低くなる一方、「70歳代以上」と回答した団体の割合は高くなっている。
- ・現在の主な活動資金については、「会員の会費」と回答した団体の割合が7割、「市などからの補助金・助成金」と回答した団体の割合が4割と高くなっている。
- ・活動資金を得るのに将来的にいいと思う方法については、「市などからの補助金・助成金」、「会員の会費」と回答した団体の割合が4割となっている。
- ・活動のPR、メンバー・ボランティアの募集等の方法については、「団体独自の機関誌・パンフレットなどを発行」と回答した団体の割合が低い一方、「インターネットのホームページ情報発信」と回答した団体の割合は高くなっている。

■ 活動について

- ・他の団体などとの交流や協力関係については、「社会福祉協議会」、「市役所」、「ボランティア団体」と回答した団体の割合が4割を超えているほか、「特に関係はない」と回答した団体の割合は0.5割に留まっている。
- ・活動を行う上で困っていることについては、「メンバーが不足している」、「活動資金の調達に苦労している」と回答した団体の割合が高くなっている。
- ・町内会など地域での福祉活動については、「イベントなどを通じた交流活動」、「高齢者の安否確認、話し相手、手紙など」と回答した団体の割合が2割を超えている一方、「特に地域に関わる活動をしていない」と回答した団体の割合も2割を超えている。
- ・行っている地域福祉活動の形態については、「無償で行っている」と回答した団体の割合が8割と高くなっている。
- ・地域活動を行う場合の望ましい形態については、「無償で行う」と回答した団体の割合が2.5割に留まっている。

■ 今後の活動以降・要望について

- ・誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるために必要なことについては、「他の団体や関係機関との交流の機会を持つ」、「町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合が高くなっている。

＜日常生活圏域ごとの地域福祉ワークショップの結果＞

1 事業概要

盛岡市では、平成 27 年度（2015 年度）から 10 年を計画期間とする盛岡市地域福祉計画の策定に当たり、市民参画を図りつつ、専門性や多角的な視点を確保した住民意見の反映する機会を設けるなど計画の実効性を高めるため、地域福祉ワークショップ等必要な調査を実施した。

2 開催概要

開催名称を、「盛岡市地域福祉計画策定に係る地域福祉ワークショップ」とし、7つの圏域ごとに実施した。開催の時間帯は、それぞれ平日の午後 6 時 30 分から 8 時 30 分までである。

ワークショップの開催目的は、地域課題の把握を主にしている。そこで、開催に当たっての説明では、開催のねらいとして、「①自分たちが住んでいるまちで、誰もが安心して暮らすために、どんな不安や課題がありますか？」「②誰もが安心して暮らし続けていくために、できること、すべきことはなんですか？」、これらの 2 つの質問を投げかけることとした。

最初に主催者挨拶を行い、その後、事業の趣旨説明を行った。その中で、この「地域福祉ワークショップ」の成果を踏まえて、後日「地区福祉懇談会」を開催し、より詳細な検討を進めていくことを伝えた。また、進め方については、基本、5 人～8 人程度の班を作って行う作業であること、また、手順については、次のような内容で説明した。

- (1) 自己紹介と役割決めを行う。
- (2) 地域福祉に関して、意見を書き出す。
- (3) 一人ずつ順番に付箋を説明し、模造紙に貼っていく。
- (4) 話し合った結果のテーマを考え、記入する。
- (5) 班報告を行う。

表一日常生活圏域別地域福祉ワークショップ開催状況（平成 26 年度（2014 年度））

回	圏域	開催月日	会場	参加者数
第 1 回	都南圏域	6 月 30 日（月）	盛岡市役所都南分庁舎	54 人
第 2 回	玉山圏域	7 月 8 日（火）	盛岡市玉山総合福祉センター	52 人
第 3 回	厨川圏域	7 月 11 日（金）	盛岡市青山地区活動センター	73 人
第 4 回	盛南圏域	7 月 18 日（金）	盛岡市アイスアリーナ	60 人
第 5 回	河南圏域	7 月 23 日（水）	盛岡市総合福祉センター	74 人
第 6 回	河北 2 圏域	8 月 7 日（木）	盛岡市中央公民館	62 人
第 7 回	河北 1 圏域	8 月 25 日（月）	いわて県民情報交流センター	60 人

3 地域における活動状況

各地域において、現在取り組まれている主な活動の状況については、次のとおりである。

(1) 見守り活動

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加する状況の中で、多くの地区で、日常的な見守り活動や災害時等の安否確認、定期的な訪問活動などが行われている。

(2) 地域内の交流活動

近隣との関係性が希薄になっている中、自治会や公民館の活動等で、住民間の交流を促進する活動が行われている。

(3) サロン活動

地域内交流活動の 1 つと言うことも可能ではあるが、盛岡市社会福祉協議会の推進担当者からの支援を受け、一定の広がりを見せているのがサロン活動である。

(4) マップづくり

災害時の要援護者をピックアップしたり、緊急時の対応策を話し合ったりする「マップづくり」の活動についても、一定の広がりを見せている。この活動についても、盛岡市社会福祉協議会が活動を支えているものであり、今後さらに拡大、充実されることが期待される。

(5) 健康づくり

健康寿命を伸ばすことは、今日的な課題となっている。また、認知症傾向のみられる人や認知症の人が増えている中、地域でどのように対応していくべきか、大きな問題になりつつあり、各地区での取組も始まっている。

健康づくりと認知症対策については、今回のワークショップの協議の中で大きなウエイトを占めていたわけではないが、今後、地域の課題として、大きなものとなるであろう。

4 地域福祉の課題

地域福祉の課題として、次のような点が挙げられた。

(1) 高齢化に伴う諸課題

全体を通して、最も多く話題となったのは、高齢化に伴う課題である。高齢者人口の増加とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ夫婦が増加しており、安否確認や見守り、老老介護の支援、孤独死の防止などの課題が挙げられている。また、近年では、認知症や認知症傾向の人が増加していることから、その対応についての難しさが指摘されている。

老後への不安も少なくない状況にあり、買い物や交通の便を始めとした地域での生活に対する不安や福祉介護サービスの利用、病気やケガの際の相談、医療機関の利用など安全や安心が求められている。

(2) 町内会活動の維持運営

次に多く挙げられたのは、町内会など地域の活動に関わる担い手不足や地域住民の参加促進に関するものである。その中で、活動に携わる顔ぶれの固定化と若手人材の活動参加をどう促すかという点に関しては、共通の課題となっている。

また、元々の住民ではなく、他地域から移り住むアパートの住人については、町内会に入らない、活動に参加しないという傾向がみられ、その対策が課題となっている。

(3) 近所づきあいやコミュニケーション

近隣との関係性の変化がみられ、概して近所づきあいが希薄になっていることから、日常的な近隣との関係づくりや、交流を目的としたイベントの実施など、交流機会の創出について、その必要性を挙げる声は多い。

(4) 情報収集の難しさ

新住民の混住するエリアでは、「個人情報保護」が壁となり、民生児童委員や町内会の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態が顕著となっている。そのため、災害時など緊急時に備えた助け合い体制の構築に支障を来している地域もみられる。

(5) 施設や環境の整備

地区内の道路整備や環境整備に関しては、いくつかの地区で課題として挙げられている。また、限られた地区ではあるが、集会施設が整備されていないところが若干みられ、整備が課題となっている。

(6) 子ども・子育て、若者減少

各地域における子どもの数が減少していることを背景に、地域で安心して子育てができる環境づくりが課題となっている。また、地域の後継者を求めている声も少なくないことから、地域に子供が増えることと地域の担い手人材の確保が、持続可能な地域の形成に向けた共通の課題である。

(7) 除雪対策

地域住民の年齢が高くなってきていることと高齢者のみの世帯が増えているため、各世帯における除雪作業が困難な状況になっている。そのため、地域内のボランティアによる取組が行われているところが目立っている。

(8) 交通利便性の確保

高齢者による自家用車の運転は、年齢が高くなるにつれて困難な状況となる傾向がある。自らが運転をしない場合は、買い物や通院などの際、公共交通の利用、家族の運転する車への同乗など、それぞれの事情に応じて移動手段を確保しているのが現状と思われる。

そのため、公共交通への期待は少なくない。しかし、居住地域によっては、非常に公共交通の便が良くないところもみられ、何らかの形での移動手段の確保、交通利便性の向上が求められている。

(9) 生活上の不便や不安等

交通利便性の確保とも関連するが、日常的な買い物先や受診する医療機関が近所がない場合、移動手段の確保を含めて不便な状況に置かれている地域がみられる。

また、大型店が立地する郊外地域においては、自動車の交通量が多い中、近隣の商店を利用するという選択肢がなくなっているという状況もみられ、高齢者等にとって利便性が高いと言い切れない場合がある。

(10) ごみ出しルールなど

新旧住民の混住する地域を中心に、ごみ集積所にごみを出す際のルールが守られていないケースが散見される。このような場合、ルールの普及や意識啓発が必要とされているケースと言えるが、新旧住民の日常的なコミュニケーションが不足している場合が目立っていることから、ごみ出しルールの徹底に留まらず、コミュニティの再構築が課題と言えそうである。

(11) 空き家対策

地域内に空き家が増えているという声も少なくなかった。人口が減っているということだけでなく、景観悪化や防犯面からも対策が必要と考えられ、何らかの積極的な活用策の検討が必要とされている。

(12) 生活困窮者の増加

近年の傾向として、生活保護受給者の増加にみられるように、経済的な困窮者が目立っているという声が聞かれた。経済的な格差の拡大や子どもの貧困化など、社会問題化する中で、地域における生活困窮者の増加は、今後の地域課題として顕在化するおそれがある。

5 施策体系に関連した内容

(1) 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

福祉教育の推進に関わる議論はほとんどみられなかった。

見守りをする人材やサロン活動に携わる人は、地域福祉の担い手人材と捉えることが可能だが、今回のワークショップ全体を通して、参加者が地域に必要なと考えている「地域の人材」とは、組織の代表や事務局担当となり活動を牽引する役割を果たす「リーダー層」をイメージしていることが想像される結果となった。

さまざまな日常の活動を通して、地域福祉の担い手人材が育っていくということについて、ほとんど意識されていないことから、今後の「人材育成」を考えていく際には、留意すべき点といえる。

生活環境の整備の施策に位置付けられている「災害時の体制整備」については、ひとり暮らし高齢者への対応を中心に、各地域で取り組まれている状況が浮かび上がってきた。

(2) 福祉サービスが利用しやすいまち

福祉サービスに関する議論は少なかった。

一部、施設の不足やサービス利用の手続が分からないという声が聞かれた。

(3) みんなが地域活動に参加するまち

地域活動とボランティア・NPO・事業者との協働については、「商店会と地域との協働活動」が挙げられているほかは、ほとんど議論にならなかった。

活動への参加の促進、世代間交流の促進、雪かきの推進に関しては、各地区において、取組がみられる。

【ワークショップの様子】

①都南圏域



②玉山圏域



③厨川圏域



④盛南圏域



⑤河南圏域



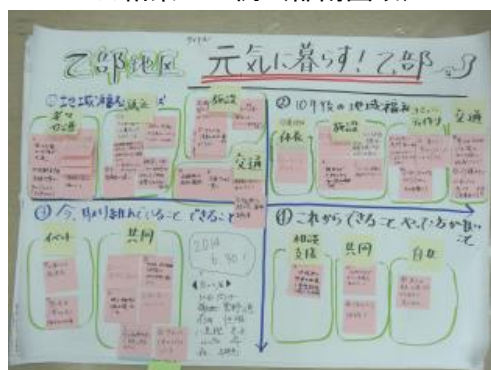
⑥河北2圏域



⑦河北1圏域



★結果の一例（都南圏域）



<高校生を対象とした地域福祉ワークショップの結果>

1 概要

高校生等を対象とした地域福祉アンケート調査結果を補完しながら、若者の地域福祉に関する意識や考え方を明らかにし、次期地域福祉計画の策定の基礎資料とするため、東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科、studio-Lの協力の下に、高校生を対象としたワークショップを開催した。

2 日時及び場所

- (1) 日時 平成26年(2014年)2月9日(日)午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 盛岡市総合福祉センター(若園町2-2 019-651-1000) 4階 講堂

3 主催等

- 主催 盛岡市
- 共催 社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会
- 協力 東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科, studio-L
- 後援 岩手県教育委員会

4 参加者

18人(内訳 盛岡市立高等学校15人, 盛岡南高等学校2人, 盛岡農業高等学校1人)

5 内容

午前10時00分~10時15分	主催者挨拶, 趣旨説明
午前10時15分~正午	自己紹介, チーム分け(4班) レクチャー(人口減少・少子高齢化など社会的潮流(全国, 盛岡市), 高齢者人口が増加することに伴う課題, 地域福祉計画アンケート調査結果)
午後1時00分~4時05分	レクチャー(社会福祉協議会活動, 地域福祉活動, ボランティア活動) テーブルワーク(①自分のやりたいこと(目指す姿), ②自分ができること, ③社会が求めていること, ④課題解決の提案)
午後4時05分~4時30分	発表
午後4時30分~5時00分	まとめ

6 提案内容

ワークショップを通して、班ごとに検討した提案内容は、次のとおりです(詳細は、別添のとおり)。

- 1班 人を呼び込むための手段として農業をキーワードとした提案
- 2班 介護のマイナスイメージを払拭するための世代間交流の場についての提案
- 3班 部活動を中心とした世代間交流の場についての提案
- 4班 交流の場としての全員参加型の運動会(文化祭)の提案

7 参加者名簿

(敬称略, 平成 26 年 (2014 年) 2 月 9 日現在)

	氏名	高校	学年
1	合野口 大毅	盛岡市立高等学校	3
2	齊藤 瑠貴	盛岡市立高等学校	3
3	中村 拓磨	盛岡市立高等学校	3
4	内田 優佳	盛岡市立高等学校	3
5	佐々木 璃央	盛岡市立高等学校	3
6	須藤 美玖	盛岡市立高等学校	3
7	上田 大象	盛岡市立高等学校	3
8	立花 優哉	盛岡市立高等学校	3
9	平野 航洋	盛岡市立高等学校	3

	氏名	高校	学年
10	荒屋 千聖	盛岡市立高等学校	3
11	坂下 緑	盛岡市立高等学校	3
12	高江 芳	盛岡市立高等学校	3
13	平塚 莉帆	盛岡市立高等学校	3
14	及川 修人	盛岡市立高等学校	3
15	吉田 優志	盛岡市立高等学校	3
16	伊藤 智恵	岩手県立盛岡南高等学校	2
17	中田 理奈	岩手県立盛岡南高等学校	2
18	中村 京香	岩手県立盛岡農業高等学校	1

8 当日の様子



【平成 24 年度（2013 年度）】

時期	会議の名称等	備考
平成 24 年 5 月	盛岡市社会福祉審議会 第 1 回地域福祉専門分科会	
平成 24 年 8 月	盛岡市社会福祉審議会 第 2 回地域福祉専門分科会	
平成 25 年 2 月	盛岡市社会福祉審議会 第 3 回地域福祉専門分科会	

【平成 25 年度（2014 年度）】

時期	会議の名称等	備考
平成 25 年 5 月	盛岡市社会福祉審議会 第 1 回地域福祉専門分科会	
平成 25 年 7 月	盛岡市地域福祉計画策定関係課事務打合せ会 (第 1 回)	
平成 25 年 7 月～8 月	地域福祉計画アンケート調査	
平成 25 年 8 月	盛岡市地域福祉計画策定関係課事務打合せ会 (第 2 回)	
平成 25 年 11 月	盛岡市社会福祉審議会 第 2 回地域福祉専門分科会	
平成 25 年 11 月	盛岡市地域福祉計画策定関係課事務打合せ会 (第 3 回)	
平成 25 年 11 月	関係課長等を対象とした フォーカスグループインタビュー (第 1 回)	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 1 月	関係課長等を対象とした フォーカスグループインタビュー (第 2 回)	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 2 月	関係課長等を対象とした フォーカスグループインタビュー (第 3 回)	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 2 月	高校生を対象とした地域福祉ワークショップ	協力：東北芸術工科大学, studio-L
平成 26 年 2 月	盛岡市地域福祉計画策定関係課事務打合せ会 (第 4 回)	
平成 26 年 2 月	盛岡市社会福祉審議会 第 3 回地域福祉専門分科会	

【平成 26 年度（2014 年度）】

時期	会議の名称等	備考
平成 26 年 5 月	盛岡市社会福祉審議会 第 1 回地域福祉専門分科会	
平成 26 年 5 月	関係課長等を対象とした フォーカスグループインタビュー（第 4 回）	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 5 月	関係課長等を対象とした フォーカスグループインタビュー（第 5 回）	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 6 月～8 月	地域福祉ワークショップ（全 7 回）	
平成 26 年 7 月	子ども・子育てフォーラム 子ども・子育てワークショップ	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 7 月	障がい者福祉フォーラム	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 8 月	地域福祉フォーラム	岩手県立大学との地域協働型研究関係
平成 26 年 8 月	盛岡市社会福祉審議会 第 2 回地域福祉専門分科会	
平成 26 年 8 月	地域福祉計画策定推進アドバイザーボード 第 1 回会議	
平成 26 年 10 月	地域福祉計画策定推進アドバイザーボード 第 2 回会議	
平成 26 年 10 月	政策形成推進会議	
平成 26 年 10 月	盛岡市議会教育福祉常任委員会	
平成 26 年 11 月	盛岡市社会福祉審議会 第 3 回地域福祉専門分科会	
平成 26 年 11 月	地域福祉計画策定推進アドバイザーボード 第 3 回会議	
平成 26 年 11 月	玉山区地域協議会	
平成 26 年 11 月	盛岡市市議会全員協議会	
平成 26 年 12 月	パブリックコメント	
平成 27 年 1 月	地域福祉計画策定推進アドバイザーボード 第 4 回会議	
平成 27 年 1 月	盛岡市社会福祉審議会 第 4 回地域福祉専門分科会	
平成 27 年 2 月	地域福祉シンポジウム	
平成 27 年 2 月	第 2 回盛岡市社会福祉審議会	

盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略, 平成 27 年 (2015 年) 3 月 1 日現在)

委員氏名	所属団体等	備考
饗庭吉弘	盛岡市地区福祉推進会会長連絡会会長	
牛崎志緒	公募委員	
上野理恵子	盛岡市PTA連合会顧問	
及川愛子	盛岡市ボランティア連絡協議会副会長	
大志田和彦	盛岡市社会福祉協議会常務理事	
川村光	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員	
小枝指好夫	盛岡市町内会連合会副会長	
齋藤勲	玉山区自治会連絡協議会副会長	
田中尚	岩手県立大学教授	会長
田村登	盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長	
西山麻由美	子育てサークル(ゆーりん代表)	会長職務代理者
平賀チヨ子	盛岡市身体障害者協議会副理事長	

(任期 平成 26 年 (2014 年) 4 月 1 日から平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日)

盛岡市地域福祉計画策定推進アドバイザーボード 委員名簿

(敬称略, 平成 27 年 (2015 年) 3 月 31 日現在)

委員氏名	所属団体等	備考
小田舞子	株式会社 日経BP 日経DUAL 編集記者 anecco. 代表	
菅野道生	岩手県立大学社会福祉学部 専任講師	
久慈竜也	株式会社 久慈設計 代表取締役社長 公益社団法人 経済同友会 幹事	座長
谷藤邦基	一般財団法人 岩手経済研究所 地域経済調査部 副部長兼主席研究員	
山屋理恵	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 中央センター盛岡責任者・東北総括コーディネーター 特定非営利活動法人 インクルいわて 理事長	副座長

(任期 平成 26 年 (2014 年) 8 月 20 日から平成 27 年 (2015 年) 3 月 31 日まで)

資料編 用語解説

かいごしえん 介護支援センター	地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の初期相談窓口を担うセンターであり、地域包括支援センターへつなぐ役割をもつ。
かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員	ケアマネジャーともいう。要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況や本人・家族の希望などを踏まえた上で、適切な介護サービスが利用できるよう、市町村及び在宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行う者で、都道府県知事の証明書の交付を受けたもの
かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
ケアマネジメント	要介護者やその家族が社会生活を送る上で困っている生活上での問題と、地域に散在しているさまざまな社会資源（サービス提供者）とを結びつける方法、機能
けんこう 健康21プラン	市民一人一人が自らの生活習慣を改善し、健康づくりに積極的に取組、健康寿命を延伸することを目指した21世紀の健康づくり計画
けんりょうご 権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。
こうれいしゃほけんふくしけいかく 高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画の内容を包含するものとして作成し、高齢者の政策全般にわたる計画。介護保険事業計画との調和が保たれたものであることが求められるので、両計画を一体的に策定する場合もある。
こうれいしゃめいぼちょうさ 高齢者名簿調査	65歳以上の者を含む高齢者世帯を対象として、世帯類型の調査を通じ、高齢者世帯の実態調査と災害時要介護者の把握等を目的に毎年6月に民生委員を調査員として、実施している調査
こ　こそだ　しえんじぎょうけいかく 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づき、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援について、総合的に定める計画
コミュニティ・ソーシャルワーク	ひとりの生活を課題を解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する活動
じせだいいくせいしえんたいさくすいしんこうどうけいかく 次世代育成支援対策推進行動計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画
じじょ　きょうじょ　こうじょ 自助，共助，公助	個人や家族が自ら達成・解決できることは個人・家族が行い（自助），個人・家族では達成・解決困難なことや非効率的なことを地域社会といった小さな単位が行い（共助），さらに，地域社会のような小さな単位では達成・解決困難なことや非効率的なことを市町村，都道府県，国といった大きな単位（公助）が順に補完して問題解決を図ること

資料編 用語解説

<p>しょう しゃふくしけいかく 障がい者福祉計画</p>	<p>障がい者のための施策の基本的な計画で、障害者基本法第 11 条に基づくもの。国，都道府県，市町村にそれぞれ策定が義務付けられている。</p>
<p>せいねんこうけんせいど 成年後見制度</p>	<p>認知症，知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人にとって，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議をしたりする必要があっても，自分でこれらを行うのが難しい場合があり，このような判断能力の不十分な人を保護し，支援するのが制度で，大きく分けると，法定後見制度と任意後見制度の 2 つがある。</p> <p>なお，法定後見制度は，「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分かれており，判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。</p>
<p>ソーシャルインクルージョン</p>	<p>しゃかいてきほうせつ 社会的包摂ともいう。誰もが，住み慣れた地域で，年齢や性別にかかわらず，障がいのある人もない人も，お互いの個性や尊厳を認め合い，支え合いながら共に生活するという考え方</p>
<p>だいさんしゃひょうか 第三者評価</p>	<p>事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が，専門的かつ客観的な立場から評価すること。</p>
<p>ちいき 地域トータルケアシステム</p>	<p>地域包括ケアシステムの考え方を高齢者に限定せずに障がい者や子どもなども含めて幅広くとらえたもの</p>
<p>ちいきふくし 地域福祉</p>	<p>共に生きるまちづくりの精神を発揮し，人々が手を携えて，生活の拠点である地域に根ざして助け合い，誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉</p>
<p>ちいきふくし 地域福祉コーディネーター</p>	<p>コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）ともいう。コミュニティ・ソーシャルワーク実践を担う専門職</p>
<p>ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム</p>	<p>高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制</p>
<p>ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター</p>	<p>介護予防支援事業，総合相談支援事業，高齢者虐待防止・権利擁護事業，包括的継続的支援事業の 4 つの事業を一体的に実施する施設で，高齢者の総合相談窓口となるもの</p>
<p>ちくふくしすいしんかい 地区福祉推進會</p>	<p>地区の特性に応じた福祉活動の活発化及び福祉事業の充実発展のため，市内全域を対象に 32 の地区福祉推進會が組織されている。団体の要件には，町内会等の住民組織で構成されていること，地域福祉の増進に資する事業を行うこと等がある。</p>

資料編 用語解説

<p>にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業</p>	<p>認知症高齢者，知的障がい者，精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう，都道府県・指定都市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき，福祉サービスの利用援助等を行う事業</p>
<p>ノーマライゼーション</p>	<p>障がい者を一般社会から隔離及び排除することなく，社会全体が障がい者自身の人格を尊重して，障がい者が一般社会に普通に参加する機会を拡大して，障がいの有無に関係なく平等に生きようとする運動</p>
<p>バリアフリー</p>	<p>障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で，建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味であるが，より広く，高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>
<p>ふくし 福祉コミュニティ</p>	<p>地域で援護を必要とする人やその家族が，住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるように，地域住民が自発的に援助を行う相互に結び付いた地域社会</p>
<p>ふくし 福祉サービス</p>	<p>第一種・第二種社会福祉事業のことで，子ども・障がい者・高齢者などを対象としており，大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム，身体・知的・精神障害者更生施設，児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス，デイサービス，ショートステイなど）二つに分けられる。</p>
<p>ボランティアコーディネーター</p>	<p>ボランティア活動を推進する中核的機関（ボランティアセンター等），団体（住民参加団体，社会教育施設，企業社会貢献推進室，学校等），社会福祉施設において，ボランティア活動推進のための企画，情報収集・提供，相談・支援，研修，調査研究，連絡調整，活動プログラム開発などを総合的に行う専門職。ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」とを結ぶパイプ役であり調整役</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>障がいの有無，年齢，性別，国籍，人種等にかかわらず多様な人々が，気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方で，できるだけ多くの人が利用可能であるように製品，建物，空間をデザインすること</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>仕事と生活の調和ともいう。働く全ての人が，「仕事」と育児や介護趣味や学習，地域活動などの「仕事以外の活動」との調和を図り，その両方を実現させる働き方・生き方</p>
<p>ワークショップ</p>	<p>論議など一方的な知識伝達のスタイルではなく，参加者が自ら参加・体験し，グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする双方向的な学びと創造のスタイル</p>

【盛岡市の地域福祉推進のロゴについて】



社会福祉の核となる障がい者福祉，高齢者福祉，児童福祉の3分野が，1つにまとまりながら，未来に向けて前向きに進むイメージです。福祉の各分野が1つにまとまり，社会福祉全体として，地域福祉という共通の理念の下に目標に向けて進む姿勢を表現したものです。

第2期盛岡市地域福祉計画

共に支え合い，誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

平成27年（2015年）3月

発行 盛岡市保健福祉部地域福祉課
TEL 019-651-4111（代表）
ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>
